第3回代議員会会議資料

日時 平成 30 年 9 月 10 日(月) 午後 7 時 00 分~

場所 鹿児島商工会議所ビル 第1会議室 (鹿児島市東千石町1-38)

鹿児島県病院企業年金基金

第3回 代議員会次第

- 1 開 会
- 2 理事長 あいさつ
- 3 議 題

(議決事項)

議案第1号 鹿児島県病院企業年金基金規約の一部変更について

議案第2号 年金資産の運用に関する基本方針他の一部変更について

議案第3号 個人情報保護規程の一部変更について

議案第4号 平成30年度予算(業務経理業務会計)の費目流用について

(報告事項)

報告第1号 年金資産管理運用委員会の議事概要について

報告第2号 理事長専決事項について

報告第3号 基本上乗せ部分選択の処理状況及び独自給付について

報告第4号 広報活動について

報告第5号 年金資産運用状況について

報告第6号 運用受託機関のスチュワードシップ・コード対応方針について

(その他)

4 閉 会

(議決事項)

議案第1号 鹿児島県病院企業年金基金規約の一部変更について

(1) 代議員会に書面参加を認める件

前回代議員会で、規約変更のご承認をいただいておりますが、今回、<u>書類の到達期</u>限の文言を追加しました。また、「代議員会会議規程」について見直しを行いました。 規約部分については、厚生局へ届出をいたします。

この規約変更により、今後は以下のような特段の事情があり実出席が必要となる者を除き、全ての代議員は書面による議決権・選挙権の行使が可能となります。

- ・理事長 (議長となるため)
- ・議事録に署名する2人以上の代議員(議事等を自ら聴取する必要があるため)
- ・その他代議員会において発言が必要とされる代議員

代議員本人が議場に赴くことなく、議決権や選挙権を行使する方法として、従来から代理出席 も規定していますが、書面参加とは次のような相違点があります。

- ・代理出席は、災害、傷病等やむを得ない事情がある場合に限られますが、書面参加にはその ような制限はありません。
- ・書面参加では、行使する議決権または選挙権に自らの意見を反映させることができますが、 代理出席では議決権または選挙権の行使を代理人に委ねているため、行使された議決権また は選挙権は自らの意見とは異なる場合があります。
- ・なお、代理出席の場合、選定代議員の代理は選定代議員が、互選代議員の代理は互選代議員 が、それぞれ務めなければなりません。

書面参加 新旧対照条文

新 旧 (定足数) 第18条 代議員会は、代議員の定数(第20条 第18条 代議員会は、代議員の定数(第20条 の規定により議決権を行使することができない の規定により議決権を行使することができない 代議員の数を除く。)の半数以上が出席しな 代議員の数を除く。)の半数以上が出席しな ければ、議事を開き、議決することができない。 ければ、議事を開き、議決することができない。 2 代議員会に出席することのできない代議員 2 代議員会に出席することのできない代議員 は、第17条第1項の規定によりあらかじめ通知 は、第17条第1項の規定によりあらかじめ通知 のあった事項につき、賛否の意見を明らかに のあった事項につき、賛否の意見を明らかに した書面をもって、議決権又は選挙権を行使 した書面をもって、議決権又は選挙権を行使 することができる。ただし、代議員会の開会の することができる。 日の前日までに基金に到着した書面に限る。 この規約は、平成30年11月1日から施行する。

代議員会会議規程 新旧対照条文

新旧

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使) 第2条の2 代議員は施行令第17条並びに規 約第18条及び第21条の規定により、書面又

は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。

2 前項の規定により代議員が書面をもって議 決権又は選挙権を行使する場合には、当該 代議員は当該書面を代議員会開会の日の前 日までに基金事務局に提出しなければならな い。

(議案等の配布)

第3条 議長は、議案、報告書等会議に付すべき事項に係る参考資料を、<u>開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、</u>代議員に配布しなければならない。

(委員)

第5条 委員会の委員は、代議員会に出席した代議員が選定代議員又は互選代議員ごとに、それぞれ半数(半数に端数があるときはこれを切り上げる。)ずつを互選する。ただし議長が特に必要と認めたときは、代議員会の承認を得て議長が指名することができる。

(定足数の確認)

第13条 議長は、出席代議員が、施行令第 14条及び規約第18条の規定による定足数 に達しているか否かを点呼により自ら確認し なければならない。なお、定足数に達しない ときは、議長は、延会しなければならない。

2 第2条の2第1項の規定により書面又は代

(議案等の配布)

第3条 議長は、議案、報告書等会議に付す べき事項に係る参考資料を、<u>あらかじめ</u>代議 員に配布しなければならない。

(委員)

第5条 委員会の委員は、代議員会に出席した(代理出席を除く。)代議員が選定代議員 又は互選代議員ごとに、それぞれ半数(半数に端数があるときはこれを切り上げる。)ずつを互選する。ただし議長が特に必要と認めたときは、代議員会の承認を得て議長が指名することができる。

(定足数の確認)

第13条 議長は、出席代議員が、施行令第 14条及び規約第18条の規定による定足数 に達しているか否かを点呼により自ら確認し なければならない。なお、定足数に達しない ときは、議長は、延会しなければならない。

2 前項の場合において、代議員が施行令第

理人による議決権又は選挙権を行使する代 議員は、第3条の規定によりあらかじめ配布された議案に限り、第1項の出席代議員数に含めるものとする。

新

3、4 (略)

(議案の発議及び撤回)

- 第18条 代議員が議案を発議するときは、その案と提案理由を付し、3人以上の他の代議員の賛成者と連署してこれを議長に提出しなければならない。この場合において予算を伴う議案については、その議案の実施に関し必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。
- 第19条 会議において、第3条の規定により あらかじめ配布された議案以外の議案を発 議し議決を求める動議は、出席代議員の 3分の2以上の同意がなければ、これを議 題とすることができない。

(表決)

第41条 表決の際議場にいない代議員は、<u>第</u> 2条の2の規定により議決権若しくは選挙権を 行使する場合を除き、表決に加わることがで きない。

(会議録)

第44条 会議録には次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)~(2)(略)

(3) 出席した選定代議員の氏名及び互選代 議員の氏名、書面により議決権又は選挙権 を行使した代議員の氏名並びに代理出席を 委任した代議員の氏名及び委任を受けた代 議員の氏名

(4)~(5) (略)

17条及び規約第21条の規定により代理出席したものであるときは、代理人から代理権を証する書面を徴し、これにより確認しなければならない。

IΒ

3、4 (略)

(議案の発議及び撤回)

- 第18条 動議は、出席代議員の3人以上の 賛成がなければ、これを議題とすることができない。
- 第19条 代議員が議案を発議するときは、その案と提案理由を付し、3人以上の他の代議員の賛成者と連署してこれを議長に提出しなければならない。この場合において予算を伴う議案については、その議案の実施に関し必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。

(表決)

第41条 表決の際議場にいない代議員は、表 決に加わることができない。

(会議録)

第44条 会議録には次の各号に掲げる事項を 記載しなければならない。

(1)~(2)(略)

(3) 出席した選定代議員の氏名及び互選代 議員の氏名並びに代理出席を委任した代議 員の氏名及び委任を受けた代議員の氏名

(4)~(5)(略)

(2) 選定代議員の選出方法について

選定代議員の選出方法は、選定の都度、全ての事業主により選定を行うこととされ、 事務連絡「確定給付企業年金規約例」では下表の方法を列挙した定めとなっていたた め、それに沿った規約手当てを前回代議員会でご承認いただきました。

選定方法

- ① 事業主が他の事業主と共同で選定代議員候補者を指名する方法
- ② 各事業主が独自の選定代議員候補者を指名する方法
- 【①もしくは②を希望しない場合】
- ③ 選定行為を現役員・職員以外の第三者(選定人)に委任する方法

その一方で、パブリックコメントの結果では、「各事業主において①と②のいずれか を選択させる方法と、基金において①と②のいずれかを選択する方法の双方が考えら れます。」とされており、円滑な選出手続きのためには、基金において①の方法を選択 し、希望しない事業主は③の方法を選択する形が望ましいと考え、その旨規約対応を 行い、併せて「選定代議員選出規程」を新設するものです。規約部分については、厚 生局へ届出いたします。

選定代議員の選出方法 新旧対照条文					
新	IΒ				
(選定代議員の選定)	(選定代議員の選定)				
第14条 事業主において選定する代議員(以下	第14条 事業主において選定する代議員(以下				
「選定代議員」という。)の任期満了による選定	「選定代議員」という。)の任期満了による選定				
は、互選代議員の選挙の日に行う。	は、互選代議員の選挙の日に行う。				
2 前項の規定による選定代議員の選定は、選	2 前項の規定による選定代議員の選定は、選				
定の都度、全ての事業主により選定を行うこと	定の都度、全ての事業主により選定を行うこと				
とし、 <u>事業主が他の事業主と共同で選定代議</u>	とし、次のいずれかの方法を基本とし、これらの				
員候補者を指名する方法を基本とし、当該方	方法を希望しない事業主は選定行為を現に				
法を希望しない事業主は選定行為を現に役員	役員又は職員でない者に委任しなければなら				
又は職員でない者に委任しなければならない。	ない。				
	(1) 事業主が他の事業主と共同で選定代議				
	員候補を指名する方法				
	(2)各事業主が独自の選定代議員候補を				
	指名する方法				
3~6 (略)	3~6 (略)				
(選定代議員の選出規程)					
第14条の2 この規約に定めるもののほか、選					
定代議員の選出に関して必要な事項は、代					
議員会の議決を経て別に定める。					
附則					
この規約は、平成30年11月1日から施行する。					

選定代議員選出規程

鹿児島県病院企業年金基金 (平成30年11月) 目 次

第 1 章 総 則 <第1条~第2条>

第2章 選定方法 <第3条~第4条>

第3章 選定期日 <第5条~第6条>

第 4 章 候 補 者 <第7条~第10条>

第5章 選定委員会 <第11条~第17条>

第 6 章 選定結果の報告等 <第18条~第19条>

第7章 選定の無効 <第20条>

第8章 特別選定 <第21条~第24条>

EAT D

第1章総 則

(趣 旨)

第1条 代議員会の選定代議員(以下「代議員」という。)の選出二関しては、確定給付企 業年金法(平成13年法律第50号。)及び康児島県将院企業年金基金規修(平成29 年11月1日施行。以下「規修」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところ による。

(公示の方法)

第2条 この規程による公示は、規約第5条第1項の規定による公告の例により行う。

第2章 選定方法

(選定方法)

第3条 代議員の選出は、選定の都度、全ての事業主により行うこととし、規約第14条第 2項に定める方法とする。

(選定管理人

第4条 前条の選出にあたって、理事長は、本人の承諾を得て、選定管理人を選任しなければならない。

- 2 前項の選任を行ったときは、理事長は、その旨を本人に通知しなければならない。
- 3 選定管理人は、代議員の選出に関し、必要な事務を行う。
- 4 選定管理人は、選定録を作り、これに記名捺印しなければならない。

第3章 選定期日

(任期満了による選定)

第5条 代議員の任期満了による選定は、互選代議員の選挙の日に行う。

2 理事会は、選出に係る期日を定め、理事長は、少なくとも20日前にこれを公示しなけ ればならない。

(その他の選定)

第6条 前条第2項の規定は、補欠選定及び増員選定の場合においても同様とする。

第4章 候補者

(候補者指名等)

- 第7条 代議員の候補者は、選出の公示があった日から選出の期日前3日までの間に、 規約第14条第2項ニ定める方法ニより指名された者(自らを指名した場合を除き、 本人が承諾したものに限る。)とする。ただし、同項ニ定める方法を希望しない事業 主は選定行為を第12条ニ定める委員長ニ委任しなければならない。
- 2 前項の指名をする場合においては、他の事業主と共同して、9人以上で指名することを要する。
- 3 事業主は、9人以上の候補者を指名することはできない。(他の事業主と共同して 指名した場合を含む。)
- 4 選定管理人は、第1項の指名があったときは、次の各号に掲する事項を確認の上、 指名を認め、指名届の余白に受理の年月日を記載しなければならない。
- (1) 指名した者が実施事業所の事業主であること
- (2) 指名された者が実施事業所の事業主(その代理人を含む)もしくは実施事業所に 使用される者であること

(候補者指名の特例)

- 第8条 前条第1項の期間内:指名のあった候補者が、代議員の定数を超える場合に おいて、その期間を経過した後、候補者が死亡し、又は候補者であることを辞したとき は、同条第1項の例に準じて選出の期日の前日までに指名することができる。
- 2 候補者は、選出の期日の前日までに選定管理人に届出をしなければ、その候補者 たることを辞することができない。
- 3 選定管理人は、前2項の指名又は届出を受理したときは、指名届又は辞退届の余白に受理の年月日を記載しなければならない。

(候補者の公示)

第9条 第7条第4項以は前条第3項の指名を受理したとき、以は候補者の死亡を知ったときは、選定管理人は、直知にその旨を公示しなければならない。

(候補者の選定管理人選任の禁止)

第10条 選定管理人は、候補者となることはできない。

第5章 選定委員会

(選定委員会の設置及び目的)

第11条 代議員の円滑な選出のために選定委員会(以下「委員会」という。)を設置

2 委員会は、基金の実施主体である事業主の意見を可能な限り反映させることで、 事業主に対し基金の運営方針決定への関与を促し、事業主の基金運営への参加 意識を高めるため、公明正大に代議員を選出することを目的とする。

(委員等)

第12条 委員会の委員は3人とし、現二役員又は職員でない者のうち、基金の実施 事業所が所属する業界の状況に精通している者の中から代議員会にて選任する。

- 2 委員長は代議員会にて選任する。
- 3 委員の任期は、代議員の任期に準じる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(候補者の選定委員選任の禁止)

第13条 選定委員は、候補者となることはできない。

(委員会の開催)

第14条 委員会は、互選代議員の選挙の日に開催する。ただし、補欠選定及 び増員選定の場合はこの限りでない。

(委員会の役割)

第15条 第11条第2項の目的を果たすために、委員会は代議員の選出に おいて次の各号に掲げる事項のみを実施する。

- (1)第7条第1項で指名された者が、代議員の定数を超える場合 候補者の中から代議員を選出する
- (2) 第7条第1項で指名された者が、代議員の定数に達しない場合 同項の委任により、代議員の定数に満たない人数を上限として候補 老をおなする。

(会議録)

第16条 委員会の議事については、その経過及び結果を記載した会議録を作成する。

(委員会事務局)

第17条 委員会の事務局は、選定管理人が行うものとし、会議録の作成、 保管及び委員への連絡等は事務局において行うものとする。

第6章 選定結果の報告等

(選定結果の報告、通知及び公示)

第18条 代議員が定まったときは、選定管理人は、直ちに代議員の氏名及び所属事業所の名称を理事長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告があったときは、理事長よ、直与に選定された者にその旨を通知し、かつ、選定された者の氏名及びその所属事業所の名称を公示しなければならない。
- 3 選定された者が選定を辞退しようとするときは、選定の通知を受けた日から2日以内にその旨を理事長に申出なければならない。

(代議員の定数に達しない場合の報告及び公示)

第19条 代議員が代議員の定数に達しないときは、選定管理人は、直ちにその旨を理 事長に報告しなければならない。

2 前項の報告があったときは、理事長は、直ちにその旨を公示しなければない。

第7章 選定の無効

(選定の無効)

第20条 適定は、規約及びこの規程に適反することがあって、適定の結果に果動を生じ るおそれがある場合に限り無効とする。ただし、適定に異動を生じるおそれのない者 を区分することができるときは、その者に限り適定の効力を失うことはない。

第8章 特別選定

(補充選定)

第21条 代議員に欠員が生じ、かつ、第15条第1号に掲げる場合には、直ちに委員 会を開き、代議員を定めなければならない。

(再選定)

第22条 第18条第3項の辞週こより選定すべき数に足る代議員を得ることができな かった場合においては、理事長は、第15条第2号に掲げる方法に準じて再選定を 行わせなければならない。

(補欠選定及び増員選定)

第23条 代議員の欠員について、前2条の規定により代議員を定めることができるとき を除くほか、理事長は、選定の期日を定めて、補欠選定を行わせなければならな い。

2 代議員の定数の増員においては、理事長は、選定の期日を定めて、増員選定を行わせなければならない。

(選定無効)

第24条 前条第1項の規定は、選定が無効となった場合に、これを準用する。

附則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

議案第2号 年金資産の運用に関する基本方針他の一部変更について

8月20日に開催された「年金資産管理運用委員会」において、国内株式の代替投資ファンドの採用をご承認いただきました。これに伴い、「年金資産の運用に関する基本方針」、「運用管理規程」の別表が一部変更となります。ご承認をお願いいたします。

国内株式の代替投資ファンドとして、優れた運用実績を残している、りそな銀行: 国内株式小型株集中投資(株式口Z)を新たに採用します。

第一生命の国内株式パッシブファンドを解約し、空いた運用枠を使用します。第一生命については、国内株式の減少額と同額を外国債券の増額に充て、運用委託総額は変更しません。最終調整は、三菱UFJ信託銀行のリバランスファンドの外国債券を減らすことで対応いたします。

ファンド新規(増額)

ファンド解約(減額)

資産	残高(m)	構成比(%)	運用スタイル(候補)	運用者(候補)	
国内債券	533	8.8%	標準スタイルミックス	三菱UFJ信託	
国内倩券(代替投資)	306	5.0%	外国債券アンコンストレイント・(為替ヘッシ゛)	TCW·MetWest	
国内债券(八百枚貝)	58	1.0%	アクティブファンド	第一生命	
外国債券	552	9.1%	標準スタイルミックス(減額)	三菱UFJ信託	Ш
外国債券(代替投資)	239	3.9%	外国債券為替アクティブヘッジ	Pareto	
介国俱分(八百仗員)	115	1.9%	パッシブファンド(為替ヘッシ*)(増額)	第一生命	
国内株式	536	8.8%	標準スタイルミックス	三菱UFJ信託	
	120	2.0%	最少分散ポートフォリオ	三菱UFJ信託	
国内株式(代替投資)	218	3.6%	低 β·高配当利回り型	三菱UFJ信託	
国内休式(代省投資)	60	1.0%	小型株集中投資(新規採用)	りそな銀行	li
	0	0.0%	パッシブファンド(解約)	第一生命	
外国株式	556	9.1%	パッシブ(40%)、グローバルコア(60%)	三菱UFJ信託	
外国株式(代替投資)	314	5.2%	最少分散ポートフォリオ(為替ヘッシ・)	三菱UFJ信託	
外国休式(八省投員)	59	1.0%	パッシブファンド	第一生命	
	309	5.1%	債券戦略特化(為替ヘッジ)	PIMCO	
	283	4.6%	損害保険戦略(為替ヘッジ)	Nephila Capital	
	207	3.4%	内株サスティナブル成長銘柄投資	三菱UFJ信託	
オルタナティブ (絶対収益追求)	106	1.7%	内株 β ヘッシ・・高配当利回り型	三菱UFJ信託	
(心がれた血色水)	314	5.1%	マルチアセット(外株LS中心)(為替ヘッシ))	Kairos	
	175	2.9%	マルチアセット(低い株式比率)(為替ヘッシ))	Beillie Gifford	
	298	4.9%	債券クレジットLS(為替ヘッシ゛)	BlueBay	
小計	1,691	27.7%			
新一般勘定	653	10.7%	新一般勘定第一生命		
短期資産	82	1.3%	短期金融資産 三菱UFJ信託		
全体	6,094	100.0%			•

政策アセットミックス(2017年11月1日改定)

別紙1

資産	区分	中心値	許容	許容乖離幅		備考		
国内債券	BM運用	9%	3% -	`	13%			
国内株式	BM運用	9%	3% -	~	13%			
外国債券	BM運用	10%	4% -	~	14%	別途定めるリバランスルー ルに基づき月次リバランス		
外国株式	BM運用	9%	3% -	~	13%	を行う。		
短期資産	BM運用	2%	1% -	~	25%			
/]\	·計	39%						
国内債券	代替運用	6%	3% -	`	9%			
国内株式	代替運用	6%	3% -	~	9%			
外国債券	代替運用	5%	2% -	~	8%	時価放置とし、年1回(期		
外国株式	代替運用	6%	3% -	~	9%	初に)必要に応じてリバラ		
/]\	·計	23%				ンスを行う。		
オルタ	ナティブ	28%	25% -	~	31%			
生保一	·般勘定	10%	7% -	~	13%			
	計	100%						



政策アセットミックス(2018年9月10日改定)

別紙1

資産	資産区分		許和	容乖离	惟幅	備考
国内債券		9%	3%	~	13%	
国内株式	gacconomic	9%	3%	~	13%	
外国債券	BM運用 (リバランス)	9%	3%	~	13%	別途定めるリバランスルー ルに基づきリバランスを行
外国株式		9%	3%	~	13%	う。
短期資産		2%	1%	~	25%	
/]\	計	38%				
国内債券		6%	3%	~	9%	
国内株式	代替投資	6%	3%	~	9%	
外国債券	10百仅貝	6%	3%	~	9%] - 時価放置とし、年1回(期
外国株式		6%	3%	~	9%	初に)必要に応じてリバラ
/]\	計	24%				ンスを行う。
オルタ	ナティブ	28%	25%	~	31%	
生保一	生保一般勘定		7%	\sim	13%	
合計		100%				

_					
資産区分	中心值	許容乖離幅			
国内債券	9%	3% ~ 13%			
国内株式	9%	3% ~ 13%			
外国債券	10%	4% ~ 14%			
外国株式	9%	3% ~ 13%			
短期資産	2%	1% ~ 25%			
合計	39%	←(全体構成比)			

中心值	許容乖離幅
23%	8% ~ 33%
23%	8% ~ 33%
26%	11% ~ 36%
23%	8% ~ 33%
5%	2% ~ 65%
100%	←(ファンド内構成比)



リバランスファンド

別紙2

資産区分	中心值	許容乖離幅			
国内債券	9%	3% ~ 13%			
国内株式	9%	3% ~ 13%			
外国債券	9%	3% ~ 13%			
外国株式	9%	3% ~ 13%			
短期資産	2%	1% ~ 25%			
合計	38%	←(全体構成比)			

中心值	許容乖離幅				
24%	9% ~ 34%				
24%	9% ~ 34%				
24%	9% ~ 34%				
24%	9% ~ 34%				
4%	2% ~ 64%				
100%	←(ファンド内構成比)				

一方で、減額となる三菱UF J信託銀行の外国債券運用は、BM (ベンチマーク) 運用 (リバランス) に分類されるため、BM運用の外国債券は、 $10\% \rightarrow 9\%$ と▲ 1%減少します。その結果、リバランスファンド内資産構成割合も別紙2のとおりとなります。

また、リバランスルールにおける判断時期は毎月末としておりましたが、ベンチマーク騰落率を日次で把握していることもあり、日次で判断することに変更いたします。

リバランスルール(前提)

判断時期 毎月末

判断材料 基本方針に定める各資産のベンチマークの対前年度末比騰落率



リバランスルール(前提)

判断時期 旦次

判断材料 基本方針に定める各資産のベンチマークの対前年度末比騰落率

「運用管理規程(別表)」に株式会社りそな銀行を追加します。

別表

運用受託機関の名称	掛 金 の 払込割合(%)	給付費等の 負担割合(%)	金融商品取引業者の名称
◎ 三菱UFJ信託銀行株式会社	100	100	
○ 第一生命保険株式会社	0	0	
(うち第1特約)	(0)	(0)	
(うち第2特約)	(0)	(0)	
三井住友信託銀行株式会社	0	0	
株式会社りそな銀行	0	0	
合計	100	100	

- ※1 掛金の払込及び給付費等の負担について、制度全体の取りまとめ及び規約第81条の規定に基づく契約 ごとの取りまとめを行う運用受託機関に◎印を付している。
- ※2 掛金の払込及び給付費等の負担について、規約第81条の規定に基づく契約ごとの取りまとめを行う運用 受託機関に〇印を付している。

議案第3号 個人情報保護規程の一部変更について

平成29年5月30日の、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」全面施行に伴い、個人情報取扱事業者の監督権限が主務大臣から個人情報保護委員会に一元化されており、当基金の個人情報保護規程もこれに対応しています。

一方で、平成29年5月30日年発0530第5号、<u>厚生労働省年金局長から地方厚生局長あて通知</u>「個人情報の漏えい等事案が発生した場合の私的年金分野における個人情報取扱業者の対応について」で、これまで私的年金関係事業者は、個人情報保護法違反等が発覚した場合は、その事実関係及び再発防止策等について、速やかに厚生労働大臣に対して報告するよう努めることとされていたので、改正法施行後においても私的年金関係事業者による個人情報の漏えい等が発覚した場合には、厚生労働省としても、速やかに事態を把握する必要性があることから、個人データ事業対応告知に基づく個人情報保護委員会への報告と併せて、貴職宛てに速やかに報告されるよう私的年金関係事業者に周知願いたい。としています。

監督権限一元化の法律主旨に反するようにも思えますが、<u>規程上の対応</u>を図っておきたいと考えます。

個人情報保護管理規程 新旧対照条文

新 旧 (情報漏えい等事案への対応) (情報漏えい等事案への対応) 第13条 当企業年金は、個人データの漏えい 第13条 当企業年金は、個人データの漏えい 等の事案が発覚した場合は、次に掲げる事項 等の事案が発覚した場合は、次に掲げる事項 について必要な措置を講ずるよう努めるものと について必要な措置を講ずるよう努めるものと する。 する。 一 事実関係の調査及び原因の究明 一 事実関係の調査及び原因の究明 二 影響範囲の特定 二 影響範囲の特定 三 再発防止策の検討及び実施 三 再発防止策の検討及び実施 四 影響を受ける可能性のある本人への連絡 四 影響を受ける可能性のある本人への連絡 五 事実関係及び再発防止策等の公表 五 事実関係及び再発防止策等の公表 六 個人情報保護委員会及び所轄の厚生局 六 個人情報保護委員会への報告 長への報告

議案第4号 平成30年度予算(業務経理業務会計)の費目流用について

代行返上後も基金に支払義務が継承されている「基本上乗せ部分」(プラスアルファ部分)の選択について、2月以降受給者・待期者に案内しています。(処理状況については後段の報告第3号でご案内しております。)

高齢者からの問合せ対応や、遺族年金等受給を事由とする支給停止で基金独自給付対象かどうかの確認対応等、作業量の増加が当初想定を超える状況が7月まで継続しました。今後も、独自給付支払い開始や、未回答者の潰し込み等が予定されており、平成30年度業務経理業務会計予算中の一部科目について予算を超過する恐れがあります。

(1)「人件費」のうち、中分類「役職員諸手当」、小分類「時間外手当」に、中分類「旅費」、小分類「職員旅費」から1,000千円を充当することとしたい。

	科目	30年度予算額	変更後予算額	30年度支出額 H. 30.6まで
	役員報酬	6, 222, 000	6, 222, 000	2, 928, 000
	職員給料	14, 310, 600	14, 310, 600	6, 459, 400
	人件費諸費	592, 444	592, 444	0
	(役職員給与)	21, 125, 044	(21, 125, 044)	(9, 387, 400)
人	通勤手当	680,000	680,000	253, 720
	時間外手当	1, 224, 000	2, 224, 000	923, 967
	管理職手当	622, 200	622, 200	292,800
	賞 与	7, 700, 000	7, 700, 000	4, 789, 760
	住宅手当	1, 224, 000	1, 224, 000	563, 500
件	扶養手当	255, 000	255, 000	120,000
	帰省手当	1, 530, 000	1, 530, 000	720,000
	(役職員諸手当)	13, 235, 200	(14, 235, 200)	(7,663,747)
	役員旅費	3, 793, 000	3, 793, 000	943, 080
	職員旅費	2, 550, 000	1, 550, 000	348, 620
費	(旅費)	6, 343, 000	(5, 343, 000)	(1, 291, 700)
	退職手当引当費	0	0	0
	(退職手当引当費)	0	(0)	(0)
	代議員旅費	1, 554, 000	1, 554, 000	567,000
	(代議員旅費)	1, 554, 000	(1,554,000)	(567,000)
	小計	42, 257, 244	42, 257, 244	18, 909, 847

(2)「物件費」については、予備として中分類「雑支出」小分類「雑費」に計上して おいた 2,500 千円のうち、1,500 千円を、中分類「需用費」のうち小分類「印刷製本 費」に 500 千円、「雑役務費」に 1,000 千円にそれぞれ充当することとしたい。

	科目	30年度予算額	変更後予算額	30年度支出額 H. 30.6まで
	備品費	300,000	300,000	80, 784
	消耗品費	1,020,000	1,020,000	259, 932
	印刷製本費	1,870,000	2, 370, 000	1, 525, 555
	通信運搬費	6, 460, 000	6, 460, 000	2, 712, 478
	光熱及び水料	255,000	255, 000	77, 547
	借料及び損料	7,650,000	7,650,000	3, 653, 215
物	厚生費	391, 000	391, 000	99, 025
	社会保険料負担金	5, 090, 600	5, 090, 600	2, 002, 117
	雑役務費	13, 290, 000	14, 290, 000	11, 434, 968
	(需要費)	36, 326, 600	(37, 826, 600)	(21, 845, 621)
	会議費	456,000	456,000	16, 065
件	(会議費)	456,000	(456,000)	(16,065)
	代議員会消耗品費	20,000	20,000	0
	代議員会印刷製本費	20,000	20,000	0
	代議員会通信運搬費	20,000	20,000	5, 502
	代議員会雑役務費	20,000	20,000	0
-11-	(代議員会需要費)	80,000	(80,000)	(5,502)
費	代議員会会議費	96,000	96,000	44,064
	(代議員会会議費)	96,000	(96, 000)	(44,064)
	連合会費等	1,700,000	1,700,000	644, 172
	地方税	110,000	110,000	71,000
	公告料	120,000	120,000	0
	雑費	2, 500, 000	1,000,000	266, 039
	(雑支出)	4, 430, 000	(2, 930, 000)	(981, 211)
	小計	41, 388, 600	41, 388, 600	22, 892, 463

「人件費」、「物件費」ともに、予算総額は年度当初予算額と変わりません。

報告第1号 年金資産管理運用委員会の議事概要について

(1) 第1回委員会(平成30年5月28日開催)

運用実績の報告後、企業年金基金発足後(平成 29 年 11 月~平成 30 年 3 月)のパフォーマンスがマイナスであった 2 つのオルタナティブファンドについて詳細説明を行い、SLI GARS (Global Absolute Return Strategies Fund) について、以下の方針としました。

■ 運用取り止めとしたい。

- ① 株式の占める割合が過半。基金資産全体の運用資産構成の分散の観点からも、解約が適当と考える。
- ② 通貨戦略が巧いとは言えない上に、ひとつの戦略にかなりのウェイトをかけるため、裏目に出た時のマイナスが無視できない。
- ③ ちぐはぐな状況が続いており、受託行のコメントのとおり、うまく回り始めるまでに期間を要すると思われる。
- ④ 回復を待つよりは、他のファンドで運用した方が、運用成果の期待度は高いと思われる。

④ 回復を待つよりは、他のファンドで連用した方が、連用成果の期待度は高いと思われる

弊社モニタリング部門のGARSに対する所見

GARSのパフォーマンス低迷は、一部組入戦略の見誤りから、本ファンドが基本とする戦略分散の有効性が機能しない局面が続いたことが主因と考えています。今後、米国に加えて欧州が金融引締めへ転じる中では、本戦略の有効性も回復していくと考えますが、そうした局面が到来するまで忍耐強く待つ必要が有ると考えています

17/4-18/3	1Q	2Q	3Q	4Q	通期
GARS	0.81%	-0.27%	1.61%	-2.54%	-0.43%

(パフォーマンス低迷についての評価)

- •GARSでは、2015年度以降の3年間でパフォーマンス低迷期間が長期化している。弊社ではこのパフォーマンス低迷の要因は、 SLIの想定しているマクロ見通しや投資テーマが大きく外れたことが主因ではなく、各国中央銀行の量的緩和の下、戦略分散の機能しづらい展開が続いたことや、政治的なイベント/要因により市場が振らされる局面もあったこと等で、幾つかの組入戦略に見誤りがあった結果と考えている。
- ・実際、2017年度も、世界経済の成長を享受するために組入れの市場β戦略などからは一定の収益を獲得するも、2017年度第4四半期には、リスク回避局面で収益獲得の期待される「債券戦略」や「リスクオフ対応戦略」の苦戦からマイナス幅が拡大し、想定した戦略分散が機能しない展開となったと評価している。

(戦略見直しへの対応)

•GARSでは、中長期で収益獲得が期待される複数の戦略分散投資することで、安定リターンを追求する基本的(コア)な考え方を変えずに、分散効果の有効性を高めるために、ストレステストやシナリオテスト等を実施。足元では、リスク管理を高度化し、様々なシナリオ下での潜在的な収益分析、過去ポートフォリオとの比較分析などを行いながら戦略入替えを実施するなどの対応強化が見られるも、十分な成果には結びついていない状況である。

(今後の収益機会)

- ・但し、18年2月に新規組入を行ったイタリアと欧州の金融政策の方向性の違いに着目した戦略などでは収益獲得に貢献しており、戦略の入替・見直しが機能しているものもある。また、2018年度には米国で複数回の利上げやECBで量的金融緩和終了が見込まれることから跛行色のある展開が期待され、過去3年収益に結びつかなかった戦略分散が機能し始めることが期待される。
- ・こうした局面では、分散を重視したGARSの考え方が収益に結びついてくると期待されるが、その機会が到来するまで引き続き 忍耐強く待つ必要があると考えられる。

【基金事務局による分析結果】

【運用実績】

E-CEPTON E													
	2017年4月	2017年5月	2017年6月	2017年7月	2017年8月	2017年9月	2017年10月	2017年11月	2017年12月	2018年1月	2018年2月	2018年3月	通期
GARS	0.65%	0.43%	-0.27%	0.48%	-0.27%	-0.48%	0.70%	0.21%	0.69%	1.06%	-1.83%	-1.76%	-0.43%

【戦略別パフォーマンス寄与度】

	2017年4月	2017年5月	2017年6月	2017年7月	2017年8月	2017年9月	2017年10月	2017年11月	2017年12月	2018年1月	2018年2月	2018年3月	通期
市場リターン戦略	0.45%	0.74%	-0.09%	0.27%	0.08%	0.71%	0.69%	0.56%	0.62%	1.39%	-1.46%	-0.34%	3.53%
ディレクショナル戦略	0.18%	-0.46%	-0.43%	0.09%	0.44%	-0.77%	0.22%	-0.28%	-0.03%	-0.47%	-0.14%	-0.05%	-1.69%
レラティブバリュー戦略	-0.08%	-0.10%	0.56%	0.03%	-0.31%	-0.17%	-0.05%	0.02%	0.21%	0.51%	-0.35%	-0.68%	-0.40%
銘柄選択	0.13%	0.15%	-0.04%	0.16%	-0.15%	-0.17%	-0.16%	0.08%	-0.12%	-0.16%	0.00%	0.01%	-0.24%
キャッシュ(その他)	0.01%	0.10%	-0.23%	0.00%	-0.29%	-0.03%	0.07%	-0.06%	0.04%	-0.18%	0.16%	-0.60%	-1.00%
合計	0.69%	0.43%	-0.23%	0.48%	-0.27%	-0.48%	0.77%	0.31%	0.71%	1.10%	-1.79%	-1.66%	0.20%

ディレクショナル戦略がマイナス寄与(ほとんどが通貨戦略)

- 1Q クローズした、ロング 米ドル/ユーロ が▲0.27%、代わりに採用した、ロング 米ドル/英ボンド も▲0.10% で通貨戦略が▲0.41% のマイナス寄与。また、クローズに向け構成割合を引き下げた、ロング株式パリアンスが▲0.23% のマイナス寄与。
- 2Q 引き続き、ロング・米ドル/英ホ'小'が▲0.15%。 金利戦略では、米国実質金利+0.11%と豪州フォワ・ドースタ・ト・テ゚ュレーション▲0.11%が相殺する形。
- 3Q 金利戦略が米国実質金利+0.42%を中心に+0.34%となるも、通貨戦略が、ロンプインデルビー/スイスフラン+0.33%以外、インデルビー/韓国ウォン▲0.10%、日本円/韓国ウォン▲0.50%、スェーデングローナ/ユ・ロ▲0.12%とマイナス寄与し、通貨戦略では▲0.42%となった。
- 4Q 名目金利上昇>期待インフレ率で、米国実賃金利が2Q・3Qのプラスをほぼ掃出した形で▲0.47%、一方で日本円/韓国ウォンは+0.36%と3Qのマイナスを7割程挽回するも。他の通貨戦略が不調で通貨戦略全体では▲0.14%となった。

市場リターン戦略がプラス寄与も、株式依存度が高い

- 1Q 米国株式+0.18%、韓国株式+0.29%、欧州株式+0.15%、グローバルREIT+0.16%
- 2Q 米国株式+0.33%、欧州株式+0.51%
- 3Q 米国株式+0.94%、韓国株式+0.24%、欧州株式+0.28%、グローバルREIT+0.28%
- 4Q 日本株式▲0.24%、韓国株式▲0.18%、グローバルREIT▲0.16%

【リスク構成比上位戦略】

						_			_			_		
	2017年3月			2017年6月			2017年9月			2017年12月			2018年3月	
1	欧州株式	11.1%	1	欧州株式	12.3%	1	欧州株式	12.4%	1	欧州株 銀行/ユ-ロストックス50	9.7%	1	欧州株 銀行/ユ-ロストックス50	8.9%
2	米株 銀行/生活必需品	9.0%	2	米国実質金利	10.1%	2	米国実質金利	10.6%	2	米国株式	9.2%	2	米国株式	8.4%
3	米国実質金利	8.4%	3	米国株式	8.7%	3	デュレーション 英国/ドイツ	8.1%	3	米国実質金利	8.8%	3	日本株式	7.0%
4	米国株式	7.9%	4	米株 銀行/生活必需品	8.2%	4	米国株式	6.2%	4	デュレーション 英国/ドイツ	8.0%	4	ロング 日本円/韓国ウォン	6.2%
5	デュレーション 英国/ドイツ	7.5%	5	デュレーション 英国/ドイツ	7.8%	5	米株 銀行/生活必需品	6.2%	5	日本株式	6.4%	5	米国株 大型/小型	5.8%
6	グローバルREIT	6.3%	6	グローバルREIT	6.4%	6	ロング イント・ルヒ・-/スイスフラン	6.2%	6	ロング インドルヒー/スイスフラン	6.1%	6	グローバルREIT	5.2%
7	ロング イント・ルヒ・-/スイスフラン	5.9%	7	ロング イント ルピー/スイスフラン	6.1%	7	グローバルREIT	5.6%	7	ロング 日本円/韓国ウォン	5.8%	7	新興国市場インカム	5.0%
8	米国投資適格債	5.2%	8	ロング 日本円/韓国ウォン	4.6%	8	新興国市場インカム	5.2%	8	米国株 大型/小型	5.2%	8	ロング イント ルヒー/スイスフラン	4.8%
9	ロング 日本円/韓国ウォン	4.6%	9	米国投資適格債	4.0%	9	欧州株 銀行/ユーロストックス50	5.2%	9	韓国株式	5.1%	9	韓国株式	4.7%
10	デュレーション 豪州/米国	4.5%	10	豪州フォワード、スタートテ・ュレーション	3.8%	10	ロング 日本円/韓国ウォン	4.7%	10	新興国市場インカム	5.0%	10	デ・ュレーション イタリア/ド・イツ	4.7%
	計	70.4%		計	72.0%		計	70.4%		計	69.3%		計	60.7%

株式	34.3%	株式	35.6%	株式	35.6%	株式	35.6%	株式	40.0%
金利	25.6%	金利	25.7%	金利	23.9%	金利	21.8%	金利	9.7%
通貨	10.5%	通貨	10.7%	通貨	10.9%	通貨	11.9%	通貨	11.0%
上位戦略中構成比:株式	48.7%	上位戦略中構成比:株式	49.4%	上位戦略中構成比:株式	50.6%	上位戦略中構成比:株式	51.4%	上位戦略中構成比:株式	65.9%
上位戦略中構成比:金利	36.4%	上位戦略中構成比:金利	35.7%	上位戦略中構成比:金利	33.9%	上位戦略中構成比:金利	31.5%	上位戦略中構成比:金利	16.0%
上位戦略中構成比:通貨	14.9%	上位戦略中構成比:通貨	14.9%	上位戦略中構成比:通貨	15.5%	上位戦略中構成比:通貨	17.2%	上位戦略中構成比:通貨	18.1%

12月までは、上位10戦略で全体の約7割を占める。10戦略の内訳を見ると、株式関連が約5割となっており、株式依存度の高さが伺われる。

2018年3月末では、上位10戦略の構成比が約6割で、戦略分散が見て取れるが、上位10戦略に絞れば、逆に株式ウェイトが増加している。

GARSに替わる候補ファンドの中から、<u>BlueBayクレジット・ロングショート戦略(債券戦略)ファンドを新規採用する</u>こととしました。

債券戦略ファンドの採用で、オルタナティブ運用部分について、債券戦略と株式戦略の運用比率をほぼ等しくすることができ、株式市場の影響を従来より抑えられるという効果も期待できます。

【GARS解約→BlueBay採用に伴うオルタナティブ運用部分の配分見直しの考え方】

- オルタナティブ運用部分の戦略配分の見直し。
 - ①債券戦略 5.0%→10.0%、②株式(内外) 10.8%→10.0%、③マルチアセット 7.2%→3.0%
- 債券戦略 = 株式戦略とし、戦略が株式に過度に片寄らないよう配慮する主旨。

政策AM	構成比	内訳	構成比	3末時価残高	3末構成比	期初リバランス	構成比	4末時価残高	4末構成比	増減	增減後残高	構成比	戦略別	構成比	商品名
国内債券	15.0%	BM運用	9.0%	542,964	9.0%	-11,000	8.8%	531,693	8.6%						
国內俱芬	13.0%	代替運用	6.0%	365,000	6.0%		6.0%	364,443	5.9%						
国内株式	15.0%	BM運用	9.0%	519,723	8.6%	20,000	8.9%	559,286	9.1%						
国公民	13.0%	代替運用	6.0%	389,648	6.4%		6.4%	403,340	6.6%						
外国債券	15.0%	BM運用	10.0%	577,376	9.5%	32,000	10.1%	617,204	10.0%						
介国限分	13.0%	代替運用	5.0%	299,625	4.9%		4.9%	297,015	4.8%						
外国株式	15.0%	BM運用	9.0%	533,013	8.8%		8.8%	554,170	9.0%						
外国体式	13.0%	代替運用	6.0%	362,950	6.0%		6.0%	367,834	6.0%						
	短期資産		2.0%	132,481	2.2%	-41,000	1.5%	119,477	1.9%						
小計			62.0%	3,722,779	61.5%	0	61.5%	3,814,461	62.0%						
		債券戦略	5.0%	305,543	5.0%		5.0%	307,364	5.0%		307,364	5.0%	9.9%	債券戦略	GCOS
		貝分和	3.070							300,000	300,000	4.9%	5.570	[長/丁年2月]	BlueBay
		姓 国内	5.8%	243,332	4.0%		4.0%	249,399	4.1%	-43,000	206,399	3.4%	5.0%	# 国区	サスティナブル集中投資
オルタナ	28.0%	株 国内	3.070	107,280	1.8%		1.8%	107,489	1.7%	-7,000	100,489	1.6%	3.070	株式	マーケットニュートラル
ティブ	20.0/0	外国	5.0%	303,705	5.0%		5.0%	302,017	4.9%		302,017	4.9%	4.9%	外国	Kairos
		マルチアセット	7.2%	334,311	5.5%		5.5%	333,948	5.4%	-333,948	0	0.0%	3.0%	マルチアセッ	GARS
		(70) / []	7.2/0	100,280	1.7%		1.7%	100,816	1.6%	83,948	184,764	3.0%	0.070	(10)) [DRF
		損害保険	5.0%	285,667	4.7%		4.7%	282,640	4.6%		282,640	4.6%	4.6%	損害保険	ネフィラ
	小計		28.0%	1,680,117	27.8%	0	27.8%	1,683,674	27.4%	0	1,683,674	27.4%			
	一般勘定 10			650,550	10.7%		10.7%	651,218	10.6%						
合計 10		100.0%	6,053,446	100.0%		100.0%	6,149,352	100.0%						(単位:千円、%)	

ブルーベイ クレジット・ロングショート戦略ファンド

ブルーベイは、2001年7月の会社設立当初から、投資適格債などクレジットとエマージング債に特化して経営資源を集中させてきた運用会社であり、従業員数は投資担当者117名を含む385名となっています。(2017年3月末現在) 投資適格債運用チームは、08年など金融危機局面で旗艦ファンドの良好な実績が評価され受託増加に至っています。



BlueBay社のクレジット・ロングショート戦略は、投資適格の社債・ソブリン債を主な投資対象としています。 ボトムアップによる銘柄選択に加え、市場環境見通しに応じたポートフォリオ全体のリスク調整を行うことで、債券の 収益性低下や金利上昇が懸念される足元の環境においても、安定的なリターン獲得を目指します。

◇BlueBay社 投資適格債クレジット・ロングショート戦略

■運用手法イメージ マクロ見通しに基づく ■特徴 発行体・セクターの 金利・スプレッドの 信用リスク分析 収益分散 方向性判断 ・投資対象は先進国の社債・ソブリン債中心 ボトムアップ戦略 トップダウン戦略 ・トップダウンとボトムアップの融合により、分散され た収益機会にアクセス 安定性·収益性 ロング 金利デリパティブ 事業債 2 ソブリン債 指数CDS 長期的には概ね安定的なリターンを獲得しており、 個別銘柄CDS 通貨 2016年度の市場下落局面でも下ブレ耐性を発揮* *P Qをご参照ください 流動性 3 金利デリバティブ ・日次の時価評価/週次の換金性 ショー 個別銘柄CDS 指数CDS 通貨 リスク管理 4 ・市場環境に応じて金利、クレジットの機動的なリ 有望銘柄をロング、 指数デリバティブ等を スク調整を実施 非有望銘柄をショート 活用し、リスク量を調 ・ショートはデリバティブ

2015年度はリターンの獲得に苦戦しましたが、2016年度・2017年度は着実にリターン獲得しています。2015年度を 除いてプラスリターンとなっており、長期的には概ね安定的なリターンを獲得していることが確認できます。

により構築



(出所)BlueBay (データ)ファンド:2013年7月まではマスターファンドの実績(ユーロベース)をもとに為替ヘッジコスト、固定報酬(年率60bps)を控除したシミュレーション、 2013年8月以降は当ファンドの実績(運用報酬控除後)

本来であれば代議員会でご承認をいただくところですが、解約対象のGARSファ ンドが4月、5月と運用実績がマイナスで推移しており、早期のファンド入替が必要 と判断し、理事長専決で新規採用ファンドへの契約変更を行いました。

(2) 第2回委員会 (平成30年8月20日開催)

I. 国内株式の代替投資ファンドとして、優れた運用実績を残している、りそな銀行の国内株式小型集中投資(株式口Z)ファンドの採用をご提案しました。

年金資産の運用に関する基本方針の第12条で、代替投資を以下のとおり規定しています。

伝統4資産(国内債券、国内株式、外国債券、外国株式)については、政策アセットミックスに基づきそれぞれ一定割合を代替投資に充てる。代替投資実施の主たる目的はリスク分散にあるが、従たる目的として分散投資の推進と集中投資排除にも資するものである。代替投資の定義は、後述のオルタナティブ投資の定義(※)に属さない運用戦略で、各運用資産のベンチマークとは異なるベンチマークを採用するものとする。

- ・国内債券の代替投資には、為替フルヘッジ外国債券を含むものとする。
- ・外国債券、外国株式の代替投資には、為替フルヘッジ戦略を含むものとする。
- ・ 代替投資に充てるに相応しい運用商品が無い場合、<u>一時的にベンチマークに連動することを目的とする商品に投資すること</u> <u>がある</u>。
 - ※ オルタナティブ投資とは、内外債券および内外株式といった伝統的資産以外への投資を対象としたもの、および現物資産の買建てといった伝統的投資手法以外での運用 戦略およびデリバティブ取引等をヘッジ目的以外で明確に収益源泉として利用する運用戦略と定義する。

【りそな銀行国内株式小型集中投資ファンド:選考のポイント】

- 1. 過去3年、安定して高収益を獲得している。
- 2. 複数のコンサル会社からパフォーマンスについてのアワードを受賞しており、 中小型株ファンドの中では優秀なファンドであると評価できる。
- 3. 市場(TOPIX)下落局面でも、概ね「プラス」あるいは「下落幅を抑える」パフォーマンス実績を上げており、「代替投資」に充てるファンドに相応しい特性を持っていると思われる。

2015年度	2015年4月	2015年5月	2015年6月	2015年7月	2015年8月	2015年9月	2015年10月	2015年11月	2015年12月	2016年1月	2016年2月	2016年3月	2015年度	
ファンド	2.81%	5.29%	4.87%	1.94%	-3.13%	-3.16%	8.32%	1.03%	3.60%	-4.52%	-5.31%	11.76%	24.39%	
ベンチマーク (参考としてTOPIXを表示)	3.22%	5.08%	-2.42%	1.79%	-7.36%	-7.51%	10.42%	1.42%	-1.93%	-7.44%	-9.34%	4.83%	-10.82%	
超過収益率	-0.41%	0.21%	7.29%	0.14%	4.23%	4.36%	-2.10%	-0.39%	5.53%	2.92%	4.03%	6.94%	35.21%	
2016年度	2016年4月	2016年5月	2016年6月	2016年7月	2016年8月	2016年9月	2016年10月	2016年11月	2016年12月	2017年1月	2017年2月	2017年3月	2016年度	
ファンド	-3.40%	3.53%	-3.57%	2.31%	-3.18%	5.69%	4.12%	7.41%	5.01%	3.43%	3.37%	3.31%	30.98%	
ベンチマーク (参考としてTOPIXを表示)	-0.49%	2.93%	-9.59%	6.18%	0.55%	0.34%	5.31%	5.49%	3.47%	0.22%	0.94%	-0.59%	14.69%	
超過収益率	-2.90%	0.60%	6.01%	-3.87%	-3.73%	5.34%	-1.19%	1.92%	1.54%	3.22%	2.42%	3.89%	16.29%	↓幾何平均
2017年度	2017年4月	2017年5月	2017年6月	2017年7月	2017年8月	2017年9月	2017年10月	2017年11月	2017年12月	2018年1月	2018年2月	2018年3月	2017年度	過去3年
ファンド	2.91%	7.17%	5.46%	3.62%	4.36%	4.87%	3.81%	5.16%	4.73%	2.42%	-4.30%	-0.41%	47.21%	33.86%
ベンチマーク (参考としてTOPIXを表示)	1.27%	2.39%	2.96%	0.42%	-0.05%	4.34%	5.45%	1.48%	1.57%	1.06%	-3.70%	-2.04%	15.87%	5.82%
超過収益率	1.64%	4.78%	2.50%	3.20%	4.41%	0.53%	-1.64%	3.67%	3.16%	1.36%	-0.59%	1.64%	31.34%	28.03%

【りそな銀行国内株式小型集中投資ファンド:投入に係る資金の流れ】

ファンド新規、ファンド増額

ファンド解約、ファンド減額

資産	残高(m)	構成比(%)	運用スタイル(候補)	運用者(候補)	移動
国内債券	533	8.8%	標準スタイルミックス	三菱UFJ信託	
园市体光/小井·11.次)	306	5.0%	外国債券アンコンストレイント・(為替ヘッシ゛)	TCW·MetWest	
国内債券(代替投資)	58	1.0%	アクティブファンド	第一生命	
外国債券	552	9.1%	標準スタイルミックス(減額)	三菱UFJ信託	
外国債券(代替投資)	239	3.9%	外国債券為替アクティブヘッジ	Pareto	
外国慎劳(代替投資)	115	1.9%	パッシブファンド(為替ヘッシ・)(増額)	第一生命	
国内株式	536	8.8%	標準スタイルミックス	三菱UFJ信託	
	120	2.0%	最少分散ポートフォリオ	三菱UFJ信託	
国内株式(代替投資)	218	3.6%	低 β·高配当利回り型	三菱UFJ信託	
国内休丸(11)省仅复)	60	1.0%	小型株集中投資(新規採用)	りそな銀行	
	0	0.0%	パッシブファンド(解約)	第一生命	
外国株式	556	9.1%	パッシブ(40%)、グローバルコア(60%)	三菱UFJ信託	
以同世士(小鞋扣次)	314	5.2%	最少分散ポートフォリオ(為替ヘッジ)	三菱UFJ信託	
外国株式(代替投資)	59	1.0%	パッシブファンド	第一生命	
	309	5.1%	債券戦略特化(為替ヘッジ)	PIMCO	
	283	4.6%	損害保険戦略(為替ヘッシ)	Nephila Capital	
1 <i>t</i> 1 = -*	207	3.4%	内株サスティナブル成長銘柄投資	三菱UFJ信託	
オルタナティブ (絶対収益追求)	106	1.7%	内株 β ヘッシ・高配当利回り型	三菱UFJ信託	
	314	5.1%	マルチアセット(外株LS中心)(為替ヘッジ)	Kairos	
	175	2.9%	マルチアセット(低い株式比率)(為替ヘッシ)	Beillie Gifford	
	298	4.9%	債券クレジットLS(為替ヘッシ゛)	BlueBay	
小計	1,691	27.7%			
新一般勘定	653	10.7%	新一般勘定	第一生命	
短期資産	82	1.3%	短期金融資産	三菱UFJ信託	
全体	6,094	100.0%			

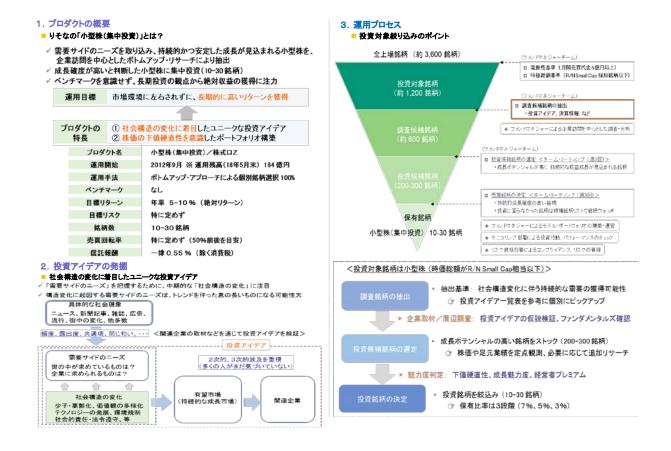
現在、国内株式の代替投資として、第一生命が運用する「一時的にベンチマークに 連動することを目的とするパッシブファンド」を解約し、空きとなった国内株式枠に りそな銀行のファンド(株式ロZ)を新規投入します。

第一生命については、国内株式の減少分を、外国債券パッシブファンドの増額に充て、第一生命への運用委託総額は変えないこととします。

最終調整は、三菱UF J 信託のリバランスファンドの外国債券を減らすことで対応 します。

上記資金移動に伴い、「年金資産の運用に関する基本方針」、「運用管理規程」別表の一部変更が必要となるため、リバランス判断を日次に変更する件も含めてご審議いただいております。詳細については、「議案第2号 年金資産の運用に関する基本方針他の一部変更について」でご説明のとおりです。

りそな銀行:国内株式小型集中投資(株式口Z)ファンド



国内株式ファンドが『マーサーMPA(Japan)アワード 2018』の 1 部門で受賞 (2 年連続)

拝啓、時下ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、当社の国内株式ファンドが『マーサーMPA(Japan)アワード 2018』の 1 部門で受賞致しましたのでご案内申し上げます。

■ 受賞部門:国内株式中小型部門(3年)

■ 受賞ファンド: 小型株 (集中投資) /株式口 Z (2年連続の受賞)



国内株式ファンドが『R&Iファンド大賞 2018』の1部門で受賞(2年連続)

拝啓、時下ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、当社の国内株式ファンドが R & I ファンド大賞 20181の 1 部門で受賞致しましたのでご案内申し上げます。

■ 受賞部門:確定給付年金/国内中小型株式部門

■ 受賞ファンド: **小型株 (集中投資) /株式口 Z** (2年連続の受賞)

【保有銘柄一覧 平成30年3月末】

銘柄名	業種	保有比率
技研製作所	機械	5.66%
大豊建設	建設	5.56%
日総工産	サービス	5.51%
エフアンドエム	サービス	5.18%
福島工業	機械	4.81%
GMOインターネット	情報·通信	4.54%
デクセリアルズ	化学	4.24%
IDEC	電気機器	3.92%
スミダコーポレーション	電気機器	3.86%
APAMAN	不動産	3.83%
KHネオケム	化学	3.69%
ライフネット生命保険	保険	3.68%
ツクイ	サービス	3.30%
トーヨーカネツ	機械	3.25%
フクダ電子	電気機器	3.16%
ビーグリー	情報·通信	3.15%
西本Wismettac HD	卸売	3.13%
ラクト・ジャパン	卸売	3.10%
エスビー食品	食料品	3.03%
GCA	サービス	2.90%
ユニゾHD	不動産	2.85%
クリーク・アンド・リバー社	サービス	2.68%
ヒト・コミュニケーションズ	情報·通信	2.58%
UMCエレクトロニクス	電気機器	2.58%
三ツ星ベルト	ゴム製品	2.37%
エムティーアイ	情報·通信	2.35%
ハート・オフコーホ・レーション	小売	1.85%
月島機械	機械	1.45%
三菱鉛筆	その他製品	1.35%
SOU	卸売	0.45%

油圧式杭圧入引抜機製造。自然災害増加で防災投資や復旧工事が増えるなか、効率性高い当社機械への需要拡大に期待。 シールド工法、立坑技術に定評。地球温暖化に伴うゲリラ豪雨増加から都市部における地下下水道整備需要高まる 製造業向け人材派遣老舗。改正労働法により事業環境は好転。企業からの信頼厚く、契約単価上昇で業績拡大に期待 生保営業職員向け記帳代行。白色申告者の記帳・帳簿保存義務化を背景とした業容拡大を評価。法人会員も増加基期続く。 業務用冷凍冷蔵庫製造。新規参入したコンビニ冷凍ショーケースの拡販や物流倉庫、ドラッグストア等への展開にも期待 ネット総合サービス会社。データセンター、ドメイン事業等の安定成長を評価。新ドメイン(.shop)拡販での海外展開にも期待。 電子材料のニッチメーカー。リストラを含めた構造改革を断行。自動車向け反射防止フィルムの成長性に期待 国内比率の高い制御機器メーカー。製造業の国内回帰が増えるなか、業績伸長に期待。高配当など株主還元策も評価。 コイル専業。車載、産業機械向けが80%超。車載向け高付加価値製品の比率拡大に伴う収益性上昇を見込む。 賃貸住宅仲介・管理が主力。賃貸保険・保証等周辺ビジネスの内製化で成長加速見込む。民泊事業での急拡大にも期待 機能化学品メーカー。環境対応エアコンの世界的普及に伴う冷凍機油原料や中国向け化粧品原料の需要拡大に期待。 ネット専業生保。KDDIや保険代理店(ほけんの窓口)との提携による販売力強化を評価。成長再加速に期待。 デイ・サービス大手。神奈川地盤に全国展開。国策としての在宅介護拡充の恩恵享受を見込む。 プラントエ事、物流システム大手。プラントエ事は受注ボトム圏。ECビジネス拡大を背景に物流システムの需要増勢続く。 医用電子機器メーカー。政府の在宅・予防医療拡大政策のもと、酸素濃縮装置など在宅医療での強みを評価。 電子コミック配信サービス。漫画家や出版社との直接契約が強み。海賊版問題も終息の可能性高く、株価は割安と判断。 日本・アジアの食品・食材卸。世界的な日本食人気が追い風。調達から配送まで一貫したオペレーションの強みを評価。 乳製品主力の食品商社。国内酪農家の減少、TPPで輸入取扱量拡大を期待。海外比率も高く、新興国市場拡大も評価。 スパイスが主力。食生活の質の向上や健康志向を背景にスパイスやハーブの効能への注目度が上昇。恩恵享受を期待。 M&A助言会社。国内企業の海外M&Aが拡大。日米欧3極体制構築で成長確度が高まったと判断。高株主還元も評価 みずほ系不動産会社。情報量、資金調達力で優位。社長交代を機とした積極拡大路線で、ホテル事業の成長加速に期待。 プロ人材の紹介、知財管理会社。主力の映像分野に加え、医療、法務など多方面への展開による成長加速に期待 外国人観光向けガイド派遣、スポーツイベント運営受託など成長分野シフトを評価。販売代行の他業種展開にも期待。 電子機器の製造受託会社。多品種少量生産、高安全性が求められる自動車・産業用IOTでの受託拡大を見込む。 伝動ベルト製造大手。省エネ競争激化を背景に消費電力削減に資する自動車用ベルトの拡販続く。株主還元強化も評価。 音楽、健康情報等モバイル・コンテンツ配信会社で、販売網に強み。企業・健保向け健康管理サービスの成長に期待 総合リユース業。環境意識の高まりなどを背景にリユース市場が拡大。都心部出店、新業態展開などで安定成長見込む。 上下水処理事業が主力。産業用汚泥処理システムに強く、自治体からの上下水処理施設運営事業委託の取り込みに期待 大手筆記具メーカー。高付加価値製品の販売増や、中国など漢字圏を始めとした海外売り上げ拡大による安定成長を予想。 中古ブランド品買取販売。時計や貴金属など高額品を対象に、高マージン、高回転率、対話重視姿勢等の強みを評価。

投資事由

【ポートフォリオ管理、リスク等】

銘柄売却基準

- √ カタリストが具現化し、これ以上の成長が期待できない場合
- √ 市場の期待値が行き過ぎた場合(想定株価を上回って株価が上昇)
- ✓ 期待した成長が見込めなくなった場合 (前提条件の変化、成長阻害要因の発生、経営者の交代、など)

リスク等

- ✓投資する銘柄数が10~30銘柄を想定しており、同一会社が発行する株式を信託財産の10%を超えて運用する可能性があります。
- ✓1銘柄あたりの保有比率がTOPIXをベンチマークとするファンドに比較して相対的に高くなるため、その下落に伴いファンド全体が大きく毀損するリスクがあります。
- Ⅱ. 国内債券ファンドから代替投資の為替ヘッジ付外債ファンドへの一時避難をご提案しました。これは7月30日~31日に開催された日銀の金融政策決定会合において、長期金利の変動幅拡大を許容する記載がなされたことで、国内長期金利の上昇は必至となったが、何時、どれぐらい上昇するかは予測できないこと、上昇は極めて短期間で起こるので上がってからでは間に合わないこと等を勘案したものです。

資	資産 内訳・		時価総額(円) (2018年7月末)	全体構成比	異動額(円)	移動後残高 (円)	全体構成比 (%)
	三菱UFJ	標準スタイルミックス	532,366,830	8.7%	-300,000,000	232,366,830	3.8%
国内債券	二変UFJ	アンコンストレインド*(165F)	306,493,264	5.0%	300,000,000	606,493,264	9.9%
国內很分	第一生命	アクティブ	58,163,039	0.9%	0	58,163,039	0.9%
	国内債券小計		897,023,133	14.6%	0	897,023,133	14.6%

報告第2号 理事長専決事項について

理事長専決事項に関する規程第2条第4項、「積立金の運用に関する資産運用機関との契約書等の調印」に該当します。

GARS解約に替えて採用した、BlueBayクレジット・ロングショート戦略ファンドの契約を行いました。

年金信託契約(第二契約)変更契約書

鹿児島県病院企業年金基金(以下「委託者」といいます。)と三井住友信託銀行株式会社(以下「受託者」といいます。)は、本変更契約締結日において効力を有する年金信託契約(第二契約)(以下「原契約」といいます。)の一部を、下記のとおり変更することに合意し、平成30年7月1日付けで本変更契約を締結しました。

記

- 第1条 原契約第13条第2項を次のように改めます。
 - 2. 信託報酬は、次の第1号及び第2号に掲げる額のそれぞれの額に経過月数を乗じて12で除して 得た額の合計額に、第3号に掲げる額を加算した金額とし、信託財産の中から受領します。た だし、委託者に請求することもあります。
 - (1) 信託財産の額のうち BlueBay 社外国籍投資信託に係る額に 0.400%を乗じて得た額
 - (2) 信託財産の額のうち前号に掲げる資産以外に係る額を下表の①欄の各級に区分して逓次に ②欄の各率を適用して計算した額の合計額

信託	信託財産の額					
	①欄					
	10 億円以下の部分	0.100%				
10 億円超	20 億円以下の部分	0.085%				
20 億円超	30 億円以下の部分	0.075%				
30 億円超	50 億円以下の部分	0.065%				
50 億円超	100 億円以下の部分	0.060%				
100 億円超	200 億円以下の部分	0.055%				
200 億円超の	部分	0.050%				

(3) 第16条第2項の規定により信託財産の移管を行う場合は、移管に係る有価証券の受渡の回数に2,000円を乗じて得た額

ただし、委託者が受託者と締結する他の信託契約へ信託財産を移管する場合又は委託者が、 第7条第4項に基づき信託事務の委託に係る信託契約を締結する金融機関と締結している 他の受託者と締結する信託契約へ信託財産を移管する場合は除きます。

附 則

第1条 本変更契約は、平成30年7月分の信託報酬の算定から適用するものとします。

本変更契約書は2通作成し、委託者及び受託者がそれぞれ1通ずつ保有するものとします。

平成30年7月1日

住 所

鹿児島市東千石町1番38号 鹿児島商工会議所ビル8階

委託者

鹿児島県病院企業年金基金 理事長 小田原 良 治

住 所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

受 託 者

取締役社長 橋本

GARSが入っていた契約(第二契約)の器は残し、中に入るファンドをBlueBayクレジット・ロングショートに入れ替える形をとったため、変更契約書となりました。BlueBayファンドの信託報酬 0.4%が、従来のGARSの信託報酬 0.5%と異なる他は従来と変更ありません。

報告第3号 基本上乗せ部分選択の処理状況及び独自給付について

(1) 基本上乗せ部分選択の処理状況について(平成30年7月末現在)

基本上乗せ給付の選択状況(7月末現在)を取りまとめました。

- (1) 将来の事務負担軽減に結びつく「一時金」+「5 年確定年金」で約 5,600 件処理 しています。
- (2) 受給者については、回答率 9 割を目標としておりましたが、87%の結果となっています。受給者の「終身年金」選択件数が約 1,300 件となっていますが、①現在加算年金(20 年保証終身)を受給している方は、単純に年金額が増額となるため、終身年金を選択する合理的理由があります。仮に基本上乗せ部分を一時金で受け取ったとしても加算年金の支給は継続するので事務負担は変わりません。こういう例が 380 件ありました。また、②加算年金は受給していないが、独自給付の対象で基金が補填をする例が 210 件ありました。独自給付を行うためには「終身年金」を選択しなければならないためやむを得ません。上記①②を除いた終身年金選択者は 710 件で、回答数に対する割合は 17%となります。

(3) 今後は、受給者で未回答の約 600 件について再度案内を実施の予定です。待期者 については、現時点では年金支払いが発生していないこともあり優先順位を下げて、 来年度以降対応してまいります。

【基本上乗せ部分受取方法選択手続き集計(7月末現在)】

基	本上乗せ	全	·体	受絲	合者	待其	胡者	
	対象者	10,5	560	4,9	17	5,643		
	回答数	7,293	69.1%	4,283	87.1%	3,010	53.3%	
	一時金	4,605	63.1%	2,385	55.7%	2,220	73.8%	
内	5年確定	1,006	13.8%	592	13.8%	414	13.8%	
訳	小計	5,611	76.9%	2,977	69.5%	2,634	87.5%	
	終身	1,682	23.1%	1,306	30.5%	376	12.5%	
	_	/	10					
	受	:給者:終身選	択	1,306	100.0%			
	加算	年金(終身)受	A A A B A B A B A B B B B B B B B B B B	383	29.3%	現在の年金額が増額になる		
	独自給	付対象·加算纪	============ 年金なし	210	16.1%	独自給付には終	8身選択が要件	

単純に終身を選択	713	54.6%	回答数4,283の16.6%
受給者:未回答者(死亡38を除く)	596	12.1%	←対象者に対する割合

593

45.4% 終身選択に合理的理由がある

【給付種類別支払い実績(実行ベース)】

小計

		2018年4月		2	2018年5月		2018年6月	2	2018年7月	期中累計		
	左 ム	件数	18	件数	19	件数	22	件数	1,608	件数	1,667	
老齢	年 金	金額	1,232,196	金額	727,492	金額	2,346,581	金額	2,940,871	金額	7,247,140	
給付金	n+ ^	件数	24	件数	10	件数	4,415	件数	157	件数	4,606	
	一時金	金額	9,211,900	金額	4,176,200	金額	143,833,400	金額	14,208,500	金額	171,430,000	
四、日	退一時金		29	件数	27	件数	84	件数	53	件数	193	
脫巡"	_ 四 亚	金額	2,544,400	金額	2,367,000	金額	6,953,500	金額	5,035,700	金額	16,900,600	
遺族-	吐ム	件数	0	件数	1	件数	0	件数	1	件数	2	
退族"	_ 四 亚	金額	0	金額	1,473,200	金額	0	金額	294,800	金額	1,768,000	
合	=1	件数	71	件数	57	件数	4,521	件数	1,819	件数	6,468	
百	計	金額	12,988,496	金額	8,743,892	金額	153,133,481	金額	22,479,871	金額	197,345,740	

6月に、一時金を選択した方への支払いをまとめて実行しました(4,299件、 122,147,600円)。その後は申出書受理の都度随時支払いを行っています。

7月に、終身年金、5年確定年金を選択した方への支払いをまとめて実行しました (1,475件、1,769,289円)。独自給付対象の確認を行っているケース等で、支払いが8 月以降にずれ込んでいるケースもあります。

(2) 独自給付について

厚生年金基金時代の「代行部分」(国の老齢厚生年金の一部)を国に返上し、確定給付企業年金を立ち上げましたが、以下の事例では、厚生年金基金ではお支払いしていた年金について、国は年金の全部または一部を支給停止します。

- 1. 在職老齡年金
- 2. 遺族厚生年金
- 3. 障害厚生年金
- 4. そもそも国の受給要件に達していない

今回の「基本上乗せ部分選択」に際し、上記に該当する方にお申出いただき、国の支給停止の有無を確認する作業を行いました。支給停止がある方については、国の支給停止情報を取得し、基金で補填すべき金額を個人ごとに計算しています。(代行年金額を上限に、支給停止に相当する額=独自給付額をお支払いするものです。)

初回は8月20日に、平成29年12月~平成30年3月までの4か月分をお支払いしました。次回は、平成31年2月20日に、平成30年4月~9月までの6カ月分をお支払いし、以後半年ごとにお支払いすることとなります。国の支給停止額は変動するので、毎回、国から支給停止情報を取得して、各人ごとに独自給付額を再計算する関係で、タイムラグがある給付スケジュールとなっておりますが、ご了承ください。

<u> ş</u>	由自給付	対象者(人)	支給額(円)		
全体		288	38,666,506		
	在老	135	28,069,472		
内	遺族	131	8,571,102		
訳	障害	15	1,900,164		
	無年金	7	125,768		

平成30年8月20日支給分(平成29年12月分~平成30年3月分)

遺族厚生年金を受給されているため、代行返上後の国の老齢厚生年金に支給停止がかかってしまい、基金で補填するケースが131件と、在職老齢年金の補填件数とほぼ同等となりました。これは想定よりかなり多めの結果でした。

報告第4号 広報活動について

(1)加入者向け「病院基金だより」、受給者向け「年金時代」を6月に発行しました。



(2) 事業所向け「事務説明会」を 6月 18日に行いました。 場所: アイムホール 参加人数: 64名

企業年金基金の事務について(算定版)

平成30年6月18日

鹿児島県病院企業年金基金

(3) 事業所担当者向け「病院年金基金ニュース」を発行しました。

2018年4月

企業年金基金は年金資産60億円でスタートしました。

事業主の皆さまへ

当基金は、昨年の11月1日より「厚生年金基金」から「企業年金基金」に移行しましたが、国が 厚生年金として支払う原資(責任準備金相当額)の最終残額(43億円)の返却が1月23日に完 了し、企業年金基金としては、61億円(1月末)の資産規模でスタートすることとなりました。

病院年金基金ニュース № 9.1

受給者・待期者の方に「基本上乗せ部分の受取方法」の選択をお願いしています。

厚生年金基金時代の「基本部分」の年金は、①国の代行をした金額 + ②基金が上乗せした 金額となっていました。企業年金基金移行に伴って、上記①の金額を国に返却したため、現在は 上記②の「基本上乗せ部分」の支給義務だけが基金に残っています。この部分は給付設計上も

極めて薄い(金額が少ない)ものですが、終身で受取る以外の選択肢がありませんでした。 例えば、基本上乗せ部分が1年間で1,000円といった方も多数おられるため、従来の終身で の受取りに加えて、5年間で受取る(確定年金)方法や、一括受取り(一時金)で精算する方法を 選択できるようにし、2月に受給者、待期者合わせて10,560人の方々にご案内しました。

運用の基本方針を変更しました。

昨年11月に公布された確定給付企業年金ガバナンス見直しに関する(厚生労働)省令および 通知等により、基金の「運用の基本方針」および「政策的資産構成割合(政策アセットミックス)」 の変更とこれに関する規約変更が必要となりました。3月26日に開催された第2回代議員会で ご審議いただきご承認いただきました。

【年金資産の運用に関する基本方針(主要項目のみ抜粋)】

(運用目的) 当基金は、当基金が実施する企業年金基金の規約に規定した年金給付金および一時 金等の支払いを将来にわたり確実に行うことを目的とし、許容されるリスクの範囲内で、必要とされる運 用収益を長期的に確保することを運用目的とする。

(運用目標) 目標とする収益率は、将来にわたって健全な年金制度運営を維持するために必要な収

益率、具体的には当基金の予定利率とし、これを長期的に上回るものとする。 (政策的資産構成割合) 前述の運用目標を達成するために、政策的資産構成割合(以下、「政策 アセットミックス」という)を定め、これに基づいた資産構成割合を別紙の通りに定める。

	ř	食業アセットミックス	(2017年11月	885	()	別紙				
資産日	5 9	中心推	許容幸難報	5	養物		倉庫区:)	構成比	
国内债券	BM 運用	9%	3% ∼	13%		7	国内值:		15%	
国内株式	BM運用	9%	3% ~	13%			国内株式	t	15%	
外国债券	BM 運用	10%	4% ~	14%	別途電のみJバランスルー		外国旗生	•	15%	1 C
外国株式	BM運用	9%		13%	ルに基づき月次リバランス を行う。		外国株:	it.	15%	
短期資産	BM III	2%	1% ~	25%			短期資金	k	2%	ē
4/2	Ħ	39%				オルタナティブ 28) 第一級航電 10)		28%	1	
国内债券	代替運用	6%	35 ~	9%	≥ -		₩-978	寒	10%	â
国内株式	代替運用	6%	3% ~	9%			áĦ		100%	
外国债券	代替運用	5%	2% ~	8%	時価拡重法。年1回(期					
外国株式	代替運用	6%	3% ~	9%	初に) 必要に応じてリバラ					
44	Ħ	23%			ンスを行う。					
オルタナ	ティブ	28%	25% ~ 31%							
生保一種	B動地	10%	7% ~	13%						
âŝ	Ħ	100%								
期待リター	ン・リスク	期待収益率	揮準備差		18 PA	1	2	3	4	- 5
円債べ	ッシブ	0.05%	2.36%	1	PErtylor	10				
円株/火	ッシブ	6.10%	18.00%	2	PROPERTY	-0.3	1.0			

6 7 8

タビリティの拡充への規約対応を行いました。

加入者の資格を喪失した者のうち、確定給付企業年金の脱退一時金の受給権を満たす全て の者が、他の企業年金(確定給付企業年金、確定拠出企業年金)および連合会への移換が可

平成30年5月1日からの取扱いとなりますが、当基金の規約対応は、3月26日の代議員会 でご承認いただきました。

平成30年度のキャッシュバランスプランの適用利率が確定しました。

平成30年4月1日より適用されるキャッシュパランスプランにおける利率は以下のとおりです。

 再評価率(仮想個人勘定残高に付く利息) Ⅱ. 指標利率(標準年金額計算に使用する利率)

【再評価率・指標利率の算出方法】

国債(期間10年もの)の前年12月以前5年平均の率 0.3% ・・・①

国債(期間10年もの)の前年12月以前1年平均の率 0.0% ・・・②

①と②のいずれか低い率。ただし、4、0%を上回る場合は4、0%、0、0%を下回る場合は0、0%

鹿児島県病院企業年金基金

鹿児島県病院企業年金基金

事業主の皆さまへ 2018年5月 病院年金基金ニュース 🛛 🗓 🗵

ホームページをリニューアルしました

当基金のホームページは、企業年金基金への移行に伴い、一時ご覧いただけませんでしたが、リニューアルが完了し、4月より閲覧可能となっております。

閲覧範囲を会員様に限定しているページへのログインに必要なユーザー名、パスワードは以下

パスワード bikikn2288

最新の基金規約や運用の基本方針、代議員会資料等をご覧いただくことができます。お気軽に ご利用ください。

事務説明会を6月18日(月曜日)に開催します

「算定基礎届に基づく定時決定」における、当基金への事務ご対応についてのご案内を中心に、 企業年金基金の事務取扱いや、最近のトピックス等をご案内いたします。

日 時 : 平成30年6月18日(月曜日) 14:00~16:00 場 所 : 鹿児島商工会議所ビル4階 アイムホール 應児島市東千石町1番38号

別途、ご案内を差し上げますので、ふるってご参加ください。

ポータビリティの拡充が図られました

「ポータビリティ」とは、持ち運びができることを言います。例えば、スマートフォンを買換える際に、 機種や電気通信事業者(Docomo、KDD)、au等)を変更しても、電話番号は変更しないまま継続 して利用できる仕組みをイメージしていただくとわかりやすいと思います。

年金制度における「ポータビリティ」とは、転職時に他制度へ年金資産を移動できることを言いま す。基金加入事業所(病院)を退職された方を年金制度では「中途脱退者」と言いますが、確定 給付企業年金の中途脱退者は他制度に資産移換することができることとなっています。



鹿児島県病院企業年金基金

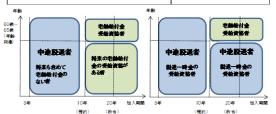
☎ 099-227-2288

今回の拡充のポイントは、「中途脱退者」の範囲が拡大されたことにあります。

【中途脱退者の定義】

確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した者(当該加入者 の資格を喪失した日において当該確定給付企業年金の老齢給 付金の受給権を有する者を除く、アあって、加入者であった期 間が政令で定める期間(20年)に満たない者

改正後 確定給付企業年金の加入者の資格 を喪失した者(規約で定める脱退一時 金を受けるための要件を満たす場合 に限る。)



平成30年5月1日以降は、病院基金の老齢給付金(年金)の受給権が確定した方以外は、 加入期間3年以上の方がすべて中途脱退者となり、ボータビリティの対象となりました。 ご退職後、基金からご本人様宛にご案内書類をお送りしております。ご退職から1年以内に お申出がないと、ポータビリティ(他制度への移換)の権利はなくなります。

当基金では、脱退一時金相当額の移換を受ける旨規約に定めておりません(移換を受けない 方針)。そのため、転職して新たに加入者になられた方から移換の申出があってもお受けできま せんのでご留意ください。



鹿児島県病院企業年金基金

☎ 099-227-2288

事業主の皆さまへ

病院年金基金ニュース № 9.8

2018年6月

年金用語ワンポイント解説

掛金

毎月お支払いいただいている企業年金基金の掛金について解説します。 掛金は、年金や一時金の給付事業に要する費用に充てるため、事業主さまにご負担いただい ておりますが、その性質によって、3つの掛金に分かれています。

企業年金基金発足(昨年11月)以降の加入見込み期間の給付に要する費用に充てるための 掛金で、各人の標準報酬×1.4%で計算された額の全員分の合計額となります。

年金制度を設計する前提に変更が生じる場合、将来分の掛金(標準掛金)だけでは、給付に 要する費用が賄えないケースが発生します。例えば平均余命が伸びて、設計の前提としている 「生命表」が改定になると、年金を受ける権利が発生する年齢に到達する人数が増え、給付費も増えることになります。他のケースも含め、専門用語で「過去勤務債務」とひとくくりで呼ばれて いますが、こういった追加費用については、年数を決めて毎年一定額を償却することされていて、 現在は、各人の標準報酬×0.1%で計算された額の全員分の合計額となっています。

福祉給付金(成人祝、結婚祝、就学祝、死亡弔慰金)のお支払いに充てるほか、加入者向け 広報誌「病院基金だより」や受給者向け広報誌「年金時代」の発刊費用もこの掛金で賄われて います

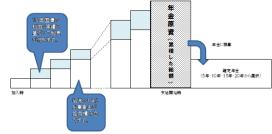
また、基金事務局の運営費用も事務費掛金で賄われています。各人の標準報酬×0.3% で計算された額の全員分の合計額となります。

【標準掛金の行方】

基金では、毎月拠出いただいた標準掛金を、個人ごとの「仮想個人勘定残高」として管理して います。実際の資金運用は、基金全体でまとめて行いますが、個人の持分をそれぞれ把握する ことで、給付額計算につなげています。

裏面に、給付設計イメージ図を載せていますが、個人ごとに標準掛金が毎月積み立てられて いることがおわかりいただけると思います。

シュバランスブランの給付設計は、個人ごとに仮想の個人口座を設定して、そこに各期の給与に1.4%を 乗じた額を事業主(病院)が毎月積み立てていきます。さらに毎期末の仮想個人口座残高には国債(※)の利回り に応じた利息が付きます。支払開始時までに累積した総額(積立額+利息)を年金原資として給付を行います。 ※10年国債応募者利回り(1年平均と5年平均の低いほう)。下限0%~上限4%の範囲で付利されます。



ある時期における死亡状況(年齢別死亡事)が今後一定不変としたとき、各年齢に達したものが平均してあと何年生きられるかを、死亡事、生存 、平均余命等の生命関数によって表したもの。生命表には、厚生労働省が全国規模で集計・作成する「国民生命表」と生命保険会社等が被 保険者の集団を元に作成する「経験生命表」とがある。「国民生命表」は更に、毎年作成される概数ベースの「簡易生命表」と5年ごとに作成され

表 2 主な年齢の平均余命の年次推移(完全生命表)

		年文									. 2			
- 1	81	10	14	29	41	85	71	10	18	76	40	45	75	*
#1B	101-100	WHEN-1181	42.8	28.8	25.7	192	62	2.6	443	40.8	27.8	11.4	6.7	22
2	109-163	27-36	41.07	43.31	25.00	1931	6.00	2.22	44.85	41.06	20.75	11.35	4.61	2.36
2	1909-1913	教室の大工工	44.25	#12K	26.02	19.51	620	238	84.72	41.57	23.03	11.34	7.09	2.81
	1927-1905	19-14	42.06	30	25.12	9.21	131	111	6120	40.31	21.09	11.10	6.21	236
8	1029-1900	320-68s	44.62	GH.	25.74	354	181	111	40.54	400	29.01	1638	6.38	13
	1525-1506	1682	46.02	4941	25.22	3.22	572	214	61.62	40.22	20.00	11.00	6.62	110
	1917	6604	30.06	41D	21.30	10:15	-639	138	53.96	44,17	35.29	1232	7.00	1.0
3	1900-1902	29-07	20:37	16.0	29.80	11.25	670	171	TEST	40.00	25.11	12.08	176	275
12	1955	30	12:30	48.47	20.85	THE	6.87	2.87	10.75	\$2.25	2434	1410	8.28	310
H.	1940	. 11	61.12	40.01	11.02	11.52	6.60	249	7018	62.38	34.90	14.10	8.01	210
12	1965	40	67.74	22.15	11.72	11.00	683	256	72.82	54.35	25.81	1430	811	216
15	1970	46	86.31	3125	12.68	12.59	734	2.75	74.98	56 11	37.01	1534	1.70	128
140	1973	30	.11.72	12.21	38,65	11.22	7.85	1.01	7639	36.04	31.74	18.50	1.47	3.3
18	1902	.55	72.35	3438	15.52	3438	8.54	1:0	NA	20.00	40.23	12,86	30,34	1.10
18	1005	90	34.78	15.74	36.83	11.22	133	125	10.41	61.20	40.72	1834	11.19	210
19	1900	##2	75.92	36.77	17.54	1822	130	m	8.80	62.54	4100	20.00	17.08	119
18	1985		74.78	57.95	12.M	31.65	3.01	3.59	12.85	42.65	4131	20.14	17.88	4.81
			CLE	(57.25)	38.30	(1830)	345	030	3216	10.55	(4500)	ONE	0000	188
19	3000	12	11.72	18.55	39,12	17.54	1675	4.10	84.60	45.01	43.52	25.42	Hill	33
29	2003	17	75.06	3578	30.34	1612	11:07	4.11	45.52	63.03	4038	20.18	94.83	5.50
p.	3010	11	19.05	1911	40.73	1834	11.45	4.11	H.23	98.07	41.08	22.81	81.27	330
22	2015		80.75	1111	41.77	240	1282	427	1036	67.31	an	2424	11.66	130



鹿児島県病院企業年金基金

☎ 099-227-2288

鹿児島県病院企業年金基金

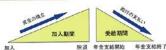
☎ 099-227-2288

事業主の皆さまへ 病院年金基金ニュース 臨時号 2018年6月

事務説明会補足資料

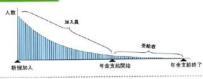
年金制度の成熟度は、受給者数の増加とともに高まり、理論上 は制度設立後数十年後に定常状態に達します。

1. 定常状態とは、新規加入者が毎年一定数加入し、加入員が予定脱退率どおり に脱退し、受給者が予定死亡率とおりに死亡すると仮定した場合に、一定年数後に加入員や受給者の人数および年齢構成が一定の状態になるという理論上 の人員分布をいいます。



1人の加入員が年金制度に加入し、掛金の拠出を行い、脱退後年金の支給を受け、 支給終了になるまでを想定した場合、年金制度は60年~60年におよぶ組長期の財政 運営が前提になっているといえる。

年金制度全体の人数分布



年金附度が理論上の定常状態に達し、加入員数や受給者数が上図のように一定の 状態に譲するまでには、一般に60年~80年を要する。

應児島県病院企業年金基金

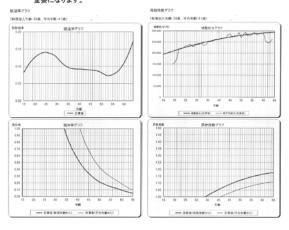
☎ 099-227-2288

定常状態では、年間掛金額・年間給付額・年金資産は、理論上、 一定水準となります。

1. 定常状態では理論上、年間の給付額は年間の掛金と年金資産の運用収益で賄

年間給付額 = 年間掛金額 + 年金資産の運用収益

- 2. 定常状態では年間の給付額は年間の掛金額よりも大きくなり、その差額分が年 金資産からの運用収益で賄われます。
- スペルルの北の月度では、裕行額・掛金額・運用収益は毎年変動し理論とおりにはなりませんが、成熟度の高まりとともに安定した運用収益を確保することが特に重要になります。 3. 実際の基金制度では、給付額・掛金額・運用収益は毎年変動し理論どおりには



應児島県病院企業年金基金

8 099-227-2288





寝苦しい日々が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか 私たち基金職員一同、暑さに負けぬよう頑張っております これからも暑さが続きますので、くれぐれもご自愛ください

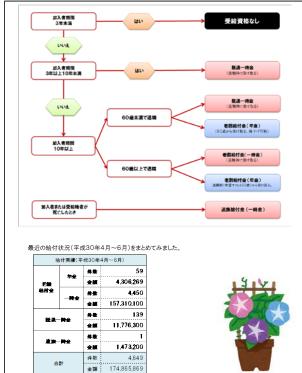
年金用語ワンポイント解説

給付

病院年金基金から支払われる年金や一時金は、加入者期間や年齢によって異なります。 給付の一覧表は以下のとおりです。

	支給要件		給付種類	給付の内容	支給時期	
加入者期間	年齢	事由	和19 種類	相当の行音	X 8007 MI	
3年以上		過職	製造-神金	-84	Clinds	
10年未濟	_	死亡	建筑船付金	772	1994	
	60歳未濟	28	製造 時金	一時全	CD4	
	OUREKA	15 NE	老闆能付金	確定年金(又は一時金)	(0歳(基下線(5歳)	
	60mm/kl.L	28	老额轮往会	一時全		
10年以上	65歳未満	75 ME	********	確定年金(又は一時金)	欄下後65歳	
	65歳	遊職	老闆能付金	確定年金(又は一時金)	COMP.	
	65 歌姐 過職		老闆給付金	確定年金(又は一時金)	個下後退職時	
	_	死亡	建铁船付金	一時全	Olivi)	

☎ 099-227-2288 鹿児島県病院企業年金基金



鹿児島県病院企業年金基金 ☎ 099-227-2288

事業主の皆さまへ 病院年金基金ニュース № 9.5 2018年8月

標準報酬変更届のご提出は8月31日(金)までにお願いします。

6月の事務説明会でもご案内いたしましたが、当基金の毎月の掛金の算定基礎となる基準給 与は、毎年9月1日現在の標準報酬月額(厚生年金保険の定時決定による)を、その年の9月 1日から翌年8月末日まで使用します。(※裏面、別紙1) 年に1度の作業となりますが、標準報酬変更届ほかの書類を、8月末日までに基金事務局宛

ご提出くださいますようお願い申し上げます。

第2回 年金資産管理運用委員会 を8月20日(月)に開催します。

皆様へ将来、年金や一時金をお支払いする原資となる年金資産の管理運用につきましては、 細心の注意をもって運営しておりますが、運用状況につきまして定期的に委員会にご報告する こととしております。

今回の委員会では、このほかに、新しいファンドの採用もご提案する予定です。 委員会の資料については、後日、当基金ホームページに掲載いたします。

第3回 代議員会 を9月10日(月)に開催します。

当基金の規約・規程の一部変更をご審議いただくと共に、前回代議員会以降の基金運営全 般についてのご報告を行います。

代議員会の資料については、後日、当基金ホームページに掲載いたします。



鹿児島県病院企業年金基金

☎ 099-227-2288

報酬月額に基づいた、当基金の等級と標準報酬月額表です。

(別紙1)

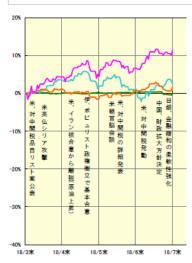
鹿児島県病院企業年金基金報酬月額表									
‡	最新月額	標準報酬月額							
等級	報酬の範囲	(千円)							
1	93,000円以下	88							
2	93,000~109,999	98							
3	101,000~106.999	104							
4	107,000~113,999	110							
5	114,000~121,999	118							
6	122,000~129.999	126							
7	130,000~137,999	134							
8	138,000~145,999	142							
9	146,000~154,999	150							
10	155,000~164,999	160							
11	165,000~174,999	170							
12	175,000~184,999	180							
13	185,000~194,999	190							
14	195,000~209.999	200							
15	210,000~229,999	220							
16	230,000~249,999	240							
17	250,000~269.999	260							
18	270,000~289,999	280							
19	290,000~309,999	300							
20	310,000~329,999	320							
21	330,000~349,999	340							
22	350,000~369,999	360							
23	370,000~394,999	380							
24	395,000~424,999	410							
25	425,000~454.999	440							
26	455,000~484,999	470							
27	485,000~514,999	500							
28	515,000~544.999	530							
29	545,000~574,999	560							
30	575,000~604,999	590							
31	605,000円以上	620							

鹿児島県病院企業年金基金 ☎ 099-227-2288

報告第5号 年金資産運用状況について

(1) 市場概況

- 【株式】内外株式は良好な企業業績や原油価格の上昇を背景に期前半にかけて上昇も、米中通商摩擦への警戒や欧州政治の混乱と新興国市場の不安定化を受け、反落しましたが、堅調な雇用や企業決算、貿易摩擦懸念後退等による米株高で日本株も7月中旬にかけ上昇もその後頭打ち。
- 【金利】原油価格や期待インフレ率の上昇を背景に米10年債利回りは一時3%超まで上昇も、リスク回避姿勢が強まったことで低下に転じました。ECBが来年夏まで政策金利を据え置くとしたことも海外金利の低下に繋がりましたが、欧州政治不安から周縁国の対独スプレッドは拡大しました。7月下旬に日銀の政策変更への思惑で10年国債利回りは大幅上昇、米10年債利回りも7月下旬に上昇。
- 【為替】為替は米長期金利の上昇や堅調な米経済指標を受けて、ドル高円安が進行しました。ユーロについては、南欧における政治不安やECBが早期にマイナス金利を解除するとの見方が後退したことで、対ドル対円で売られました。7月は中旬まで円安傾向も後半で反転しました。



資産	ベンチマーク	収益率								
貝庄	ヘンテャーク	4月	5月	6月	第1四半期	7月	通期			
国内債券	NOMURA-BPI(総合)	-0.07%	0.23%	0.04%	0.20%	-0.18%	0.02%			
国内株式	TOPIX(配当込)	3.55%	-1.67%	-0.76%	1.05%	1.30%	2.37%			
外国債券	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	1.21%	-2.46%	2.07%	0.76%	0.86%	1.62%			
	FTSE世界国債インデックス(フルヘッシ)	-0.71%	-0.05%	0.20%	-0.56%	-0.48%	-1.04%			
	MSCI KOKUSAI(円ベース)	4.19%	0.17%	2.18%	6.65%	4.50%	11.46%			
外国株式	MSCI KOKUSAI(円へッジ)	1.45%	1.06%	0.13%	2.66%	3.12%	5.86%			
為替	円/ドル(ロバン16時)	2.89%	-0.71%	1.95%	4.15%	1.06%	5.26%			
何首	円/ユーロ(ロ外*ン16時)	1.08%	-4.07%	1.97%	-1.12%	1.28%	0.14%			

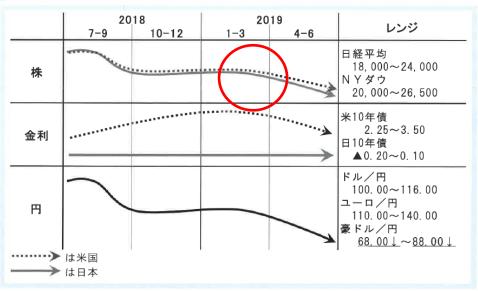
■ 世界経済は拡大傾向維持(成長率はプラス)の見通しですが、景気は今がピークで、2019年には減速(プラスの数字が小さくなる)見込みです。

--外国債券

国内債券

株式市場は景気動向に約半年先行すると言われており、年明け以降調整が予測されます。

Ⅱ. 向こう1年間の市場予想イメージとレンジ



(注)記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません レンジについては、前月号から変更した値に下線を引いております。(上方修正:↑ 下方修正:↓)

日銀の金融政策決定会合

1. 2016 年 9 月以来の政策調整

日銀は、7/30-31の日程で開催された金融政策決定会合において、 ①政策金利のフォワードガイダンスを導入すると共に、②長短金利操作 (イールドカープコントロール)の一部柔軟化を決定。資産買入れについては、 国債・ETF 共に保有残高の年間増加額を其々80兆円・6兆円で据え置いたが、ETF については TOPIX 連動型の買い入れ割合を拡大。

市場で注目されていた 10 年債利回りの「変動余地柔軟化」については、 目標水準を「ゼロ%程度」で据え置いたが、「経済・物価情勢等に応じて上下 にある程度変動しうるものとする」と記載。これまで日銀は 10 年債利回りが 日銀の許容する水準(0.11%もしくは 0.1%)に接近すると、無制限の「指値 オペ」を実施することで金利の過度な上昇を抑制してきたが、今後については 指値オペが発動される水準が変動しうることを意味。但し、具体的な水準に ついては明示せず。なお、年間の保有残高の増加額については「80 兆円を めど」との表現を据え置いたが、「弾力的な買入れを実施」との文言を追加。

【三菱UFJ信託銀行】

2. 長期金利の変動幅拡大を許容

市場が最も注目していた長期金利の操作目標については、10 年物国債利回りの誘導目標をゼロ%程度で維持しつつ、ある程度の上下動を許容することを声明文に明記しました。決定会合後の記者会見で黒田総裁は、長期金利の変動幅について、"従来(概ねマイナス 0.1%~プラス 0.1%)の 2 倍程度、変動しうることを念頭に置いている"とし、10 年物国債債利回りが 0.2%程度まで上昇することを許容する考えを示しました。ただ、声明文は"金利が急速に上昇する場合には、迅速かつ適切に国債買い入れを実施する"としており、急激な変動に対しては国債買いオペなどで対応する姿勢を示しています。

【りそな銀行】

市場概況ですが、世界経済は良好な企業業績や原油価格の上昇もあり、引き続き拡大傾向にありますが、短期的には、米中通商摩擦への警戒や欧州政治の混乱と新興国市場の不安定化を受け混乱する局面も見られました。

7月末までの市場収益率(ベンチマーク)を見ると、外国株式が+11.46%で飛びぬけていますが、国内株式は+2.37%、債券については長期金利の上昇傾向もあり、外国債券が+1.62%(為替の円安効果を除くと-1.04%)、国内債券が+0.02%と低位で推移しています。国内債券は外国債券に比べ長期金利上昇が抑えられていましたが、7月末の日銀金融政策決定会合で「長期金利の変動幅拡大を許容」する考えが示されたことで、8月に入りベンチマーク収益率はマイナスに転じています。

年度後半の見通しについて、世界経済は拡大傾向を維持するものの、プラスの数字は今がピークで、2019年には減速(プラスの数字が小さくなる)見込みです。株式市場は景気動向に約半年先行すると言われており、年明け以降調整局面に備える必要があります。国内債券も長期金利上昇(=マイナスの収益率)局面を想定しておく必要があり、過熱気味の米株式市場の動向も踏まえ、年度後半は積極的に動くよりは急落に備える防衛的スタンスで臨みたいと考えています。

とりあえず、国内株式ファンドの入替、国内債券残高の減額という対応を採っていますが、市場動向に合わせて機動的な施策を打ってまいります。

(2) 運用実績

<2018年4月~2018年7月>

121	〈2018年4月~2018年7月〉										
	資産•	内訳 •	前期末時価総額 <2018年3月末> (円)	全体構成比 (%)	時価総額(円) (2018年7月末)	全体構成比 (%)	修正簿価平残 (円)	総合収益 (円)	修正総合収 益率(%)	時間加重収益率(%)	
	国内债券	国内债券小計	907,964,404	15.0%	897,023,133	14.6%	897,287,882	226,450	0.03%	-	
	国内株式	国内株式小計	909,370,616	15.0%	938,184,010	15.2%	923,313,028	19,194,884	2.08%	-	
伝統	外国債券	外国债券小計	877,001,235	14.5%	894,003,800	14.5%	906,677,027	5,168,142	0.57%	-	
資産	外国株式	外国株式小計	895,962,470	14.8%	929,088,161	15.1%	877,027,969	94,329,200	10.76%	-	
産	短期資産	短期資産小計	132,405,956	2.2%	151,286,344	2.5%	118,839,690	-9,783	-0.01%	-	
		伝統資産小計	3,722,704,681	61.5%	3,809,585,448	61.9%	3,723,145,596	118,908,893	3.19%	-	
	債券戦略	PIMCO/GCOS	305,542,960	5.0%	305,249,452	5.0%	305,542,960	-293,508	-0.10%	-0.10%	
	貝分利町	BlueBayクレジットLS	0	0.0%	299,504,787	4.9%	74,305,335	1,258,082	1.69%	0.42%	
オル	損害保険	ネフィラ損害保険戦略	285,667,408	4.7%	282,392,784	4.6%	285,667,408	-3,274,624	-1.15%	-1.15%	
タナ	国内株式	内株サスティナブル(74F)	243,331,725	4.0%	205,519,041	3.3%	224,320,557	12,202,431	5.44%	4.68%	
7	国内休丸	国内株式MN(101F)	107,279,883	1.8%	107,050,005	1.7%	107,279,883	-229,878	-0.21%	-0.21%	
イブ	マルチ	DRF(184F)	100,279,617	1.7%	177,661,344	2.9%	126,332,593	394,879	0.31%	-0.29%	
	アセット	GARS	334,310,645	5.5%	0	0.0%	244,762,643	-9,063,940	-3.70%	-2.76%	
	外国株式	Kairos	303,705,055	5.0%	311,629,226	5.1%	303,705,055	7,924,171	2.61%	2.61%	
	短期資産	キャッシュ	74,751	0.0%	103,014	0.0%	3,341,055	-4	0.00%	0.00%	
	オルタナティブ小計		1,680,192,044	27.8%	1,689,109,653	27.5%	1,675,257,489	8,917,609	0.53%	0.00%	
	一般勘定	一般勘定	650,549,691	10.7%	653,814,966	10.6%	650,894,162	2,719,489	0.42%	0.42%	
	オルタナ	ティブ+一般勘定	2,330,741,735	38.5%	2,342,924,619	38.1%	2,326,151,651	11,637,098	0.50%	ı	
	ì	資産合計	6,053,446,416	100.0%	6,152,510,067	100.0%	6,049,297,247	130,545,991	2.16%	-	

IJ'n	ランス契約	内訳▪	前期末時価総額 〈2018年3月末〉 (円)	全体構成比 (%)	時価総額(円) (2018年7月末)	全体構成比 (%)	修正簿価平残 (円)	総合収益(円)	修正総合収益率(%)	時間加重収益率(%)
	国内債券	標準スタイルミックス	542,964,188	23.6%	532,366,830	22.5%	532,373,823	433,918	0.08%	0.08%
	国内株式	標準スタイルミックス	519,723,043	22.5%	543,374,496	22.9%	533,747,314	13,896,496	2.60%	2.56%
リバ	外国債券	標準スタイルミックス	577,375,799	25.0%	598,735,963	25.3%	607,139,135	9,389,294	1.55%	1.57%
5		33F(パッシブ)	205,437,050	8.9%	212,584,918	9.0%	205,064,432	23,170,450	11.30%	11.39%
ス	外国株式	202F(ク゚ローバルコア型)	327,575,616	14.2%	331,594,887	14.0%	309,094,184	49,063,751	15.87%	15.71%
		小計	533,012,666	23.1%	544,179,805	23.0%	514,158,616	72,234,201	14.05%	13.96%
	短期資産	短期金融資産(50F)	132,346,613	5.7%	151,227,005	6.4%	118,780,347	-9,779	-0.01%	-0.01%
	合計		2,305,422,309	100.0%	2,369,884,099	100.0%	2,306,199,235	95,944,130	4.16%	4.14%

当基金の7月末までの運用実績は、全体で+2.16%、総合収益は+130百万円となりました。

内訳ですが、リバランスファンド(全体残高の39%)は+4.16%、総合収益は+96百万円でした。外国株式を中心に市場を上回る運用実績を上げています。

代替投資運用(全体残高の23%)は、市場が崩れた局面で効果を発揮するファンドや外貨建運用では為替をヘッジしたファンドを配しているため、7月まではリバランスファンドに劣後する結果となっています。

伝統資産運用合計(リバランスファンド+代替投資)では、+3.19%、総合収益は+119百万円でした。

オルタナティブ運用(全体残高の28%)は、もともとこつこつと収益を積み上げていくファンドを中心に組み立てていることもありますが、GARSファンドが今年度マイナスでスタートした影響が大きく、収益率は+0.53%、総合収益+9百万円と低迷しています。GARSファンドは6月に解約し、7月からは新ファンドでの運用に切り替えています。

残り(全体残高の10%)は、生命保険会社の「一般勘定」で運用しています。

報告第6号 運用受託機関のスチュワードシップ・コード対応方針

「日本版スチュワードシップ・コード」(責任ある機関投資家の諸原則)は、機関投資家が、建設的な「目的を持った対話」などを通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図ることを目的として、金融庁により策定されたものです。

本コードでは、スチュワードシップ責任を果たすにあたり有用と考えられる7つの 原則が示されています。

これらの原則に対する、受託各社の対応方針を別添資料に取り纏めましたのでご案内します。

※「年金資産の運用に関する基本方針」では、運用受託機関の選任および評価の定性評価項目に「責任ある機関投資家の諸原則」(日本版スチュワードシップ・コード)の受入表明を行っている運用受託機関については、その取組方針について開示された事項を考慮することとしており、また、代議員会や加入員に対して、年金資産管理運用委員会の議事の概要と共に、運用受託機関から受け取ったスチュワードシップ活動に関する報告を、わかりやすく報告・周知することとしているため、今後も「議決権行使状況」を中心に継続的にご報告させていただきます。